

令和元年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年9月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
	3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
	5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
	7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
	9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
	11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
	13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
	15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
	17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長補佐	北田 一栄

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第73号から議第103号まで

(専決処分につき承認を求めることについて (令和元年度野洲市一般
会計補正予算 (第5号)) 他30件)

質疑

第3 議第74号から議第85号まで

(平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他11
件)

決算特別委員会付託

第4 議第86号から議第103号まで

(令和元年度野洲市一般会計補正予算 (第6号) 他17件)

常任委員会付託

第5 議第73号

(専決処分につき承認を求めることについて (令和元年度野洲市一般
会計補正予算 (第5号)))

討論、採決

第6 議第104号

(令和元年度野洲市一般会計補正予算 (第7号))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第7 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長 (橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第16番、北村五十鈴議員、第17番、荒川泰宏議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、議第73号から議第103号まで(専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第5号))他30件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第16番、北村五十鈴議員。

北村議員。

○16番(北村五十鈴君) 第16番、北村五十鈴です。

議第73号専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第5号))、提訴に対する市の対応についてお伺いいたします。

今回の専決補正は、市内法人が野洲市を相手に提訴した裁判の判決が決定したことにより、弁護士に支払った委託料の計上ですが、その流れ及び詳細について下記全てにおいて市長にお伺いいたします。

1、まず、今回の専決処分の妥当性についてお聞きいたします。

専決処分は、自治法第179条1項において、普通地方公共団体の長が本来議会の議決決定を経なければならない事柄について自らが処理することをいいますが、その理由を先日の会派勉強会で尋ねたところ、速やかな緊急性からと答弁がありました。本事案が緊急性があると判断した根拠をお伺いいたします。

2、次に、緊急性について伺います。

どんな事例、どんな内容の場合を緊急性があると判断するのか、具体的にお伺いいたします。

3、内容を具体的にお聞きいたします。

6月13日、判決があり、控訴期間が7月2日、しかし控訴はされず、判決は決定。議会には7月25日の全協で判決について説明がありました。そして、今回の専決補正でわかったことは、支払い実行日は25日の翌日、26日だったことです。弁護士からの請求金額決定、支払い日決定、それに伴う請求書の日付をお伺いいたします。

4、次に、判決の内容について伺います。

私は、以前にもこの裁判の内容を一般質問いたしました。裁判中ということで答弁はいただけませんでした。そこで改めて伺います。市内法人は市の何に対して提訴されたのですか。

5、私が議員になった当初、平成25年ごろ原告からこの用途変更請求のお話を伺い、そこで私も当時の担当職員から変更できない理由を聞き、その結果理由を市内法人に伝えた覚えがあります。当時の理由は、農地法3条の3年3作が必要と指導されて、そこで原告側も3年待とうということになりました。しかし、3年が経過すると、今度は市から土地基盤整備事業に関係する土地なので8年の時間経過が必要だと言われました。しかし、だとしたら近隣地はどうなのか、用途変更は既に実行されており、目的要項もほとんど同じでした。原告側も地域住民の生活上必要な施設用途であり、この地域一帯では現在でも買い物難民が問題化している中、当法人の目的要項も認められるはずでした。それに加え、指導も公平だったのでしょうか。近隣地の開発は条件も守られていたのか、例えば自分の土地であること、自分が運用すること、借地は認めない、この条件も守られてはいないように思います。その上、ここに来て8年待っても1項条件を持ち出し、現地でなければならぬ理由を示せ、もう何だか違う意図を感じました。それに法人が市に説明を求めても職員は説明にもあられわれず、対話にはなりません。実際はどういう力が動いていたのか、結局市の態度に納得がいかず、提訴に進んだとお聞きしました。

前回は質問しましたが、このときどうしてもっと丁寧な話し合いができなかったのか、お伺いします。

6、約1年前に裁判所から原告に指導がありました。内容は、今回の訴訟内容は裁判にはなじまない。取り下げるのが妥当であると言われ、そこで原告は裁判所の指導を重く受けとめ、このまま裁判を続けていても却下という判決が推測されるので、裁判所の指導に従い、市に訴訟取り下げの意向を双方の弁護士を通じて伝えたそうです。けれど、市は原告の提案は受け入れず、最後まで裁判で争うと返事があったそうですが、市が取り下げなかったその理由をお伺いします。

7、市民が取り下げたいと言っているのに市が取り下げないというのは、原告弁護士も驚いていたとお聞きしましたが、もしもその時点で取り下げていたら弁護士費用は着手金の約40万で済んだのではないのか。また、今回の専決補正額89万3,000円、この金額にも変更や減額にはならなかったのか、市民の税金なのだから1円でも無駄な支出は控えるべきだと思いますが、見解を伺います。

8、原告の怒りは、市が青地を白地にしてくれないからではない。同じ近隣地との公平性、また職員の態度、開発理由も近隣地域の生活協同を宣言されています。そんなまちづくりの観点からも、今回の市の対応は妥当性、丁寧さに欠くと思いますが、見解をお伺いします。

9、最後に、裁判所からの今回の判決内容記述を原告側からお聞きいたしました。その中には、市の勝訴という言葉はありませんでした。だから、原告が敗訴したわけではありません。裁判にはなじまないから却下されたというのが正解で、裁判所からは裁判にはなじまないから今後も市と対話で解決してほしいと意見が述べてありました。

最近の野洲市の市民とのトラブルの案件には、限りなく対話が少ないと思います。対話と歩み寄りを選んでいたら、今回も合計約130万円の弁護士費用、税金は使わなくても済んだかもしれません。この一連の市の対応は正しかったのか、見解をお聞きいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

北村議員からの専決処分につき承認を求めることについて、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第5号）に関するご質問にお答えをいたします。

縷々お聞きしてしまして、何かどんどんどんご質問が発展して膨れ上がって行って、もう一回もとの手続まで戻って、専決処分の問題とは違うご質問ではないかなど。これは議案質疑ではないと私は思いますけども、せっかくご質問いただいていますからお答えをいたします。もう一回裁判とか事象まで及んでいますから。それで、裁判でもう決着がついているわけですので、そこの見解が云々という話は、私はこれ、なぜ議案質疑で認められたのかなと思います。

まず、緊急とか何とかおっしゃいましたけれども、提案説明では速やかに支払うためと言っていますから、これが市の見解です。速やかにということは、弁護士委託料を請求されてから30日以内に払う必要があるので、9月議会に提案して可決いただいてからでは間に合わないから支払ったということです。

どんな例があるかと言われたら、当然期日が決まっている請求案件、債権については同様です。これも調べられたと思うんですけど、法律があります。政府契約の支払遅延防止等に関する法律において、相手方の給付の完了後10日以内に完了の確認また検査を行い、支払いは請求を受けてから30日以内と定められており、市でもこの法律にのっとった会計処理を行っています。ですから例を挙げるまでもなく、こういった債権については速やかに払わないとだめですので、そういう対応をしています。

次に、3点目ですけれども、請求金額の決定とか委託した、まず金額ですね、金額は委託した法律事務所の報酬基準に基づくもので今提案している金額です。請求日は8月2日です。

4点目の市内法人は市の何に対して提訴されたのかと。これ、私以上に何か原告と北村議員はお親しいみたいですし、何か相談に乗ったとかおっしゃっているのに、なぜここで聞かれるのか不思議なんですけども、ご質問ですからあえてお答えしますと、これも7月25日の全員協議会でも説明いたしていますけども、改めて申し上げます。原告が永原の県道大津能登川長浜線沿いのガソリンスタンド南側の農地約3,400平方メートルを開発する目的で提出された農用地区除外要請書に対しまして、市が農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たしていないことを理由に返却した行為を行政庁の処分にとり、その処分の取り消しを求めて提訴されたものです。

5点目の、どうして丁寧な話し合いができなかったのかということですが、これは私聞いていますと、かなり丁寧に対応しているみたいです。今お話があって、私は北村議員が関与しておられるのを今初めて聞きましたけども、市のOBとかがどんどん出かけてきて、昔はできたのにとか言ってかなり担当者が悩んでいたという相談を受けています。昔は裏口入学とか制度が緩かった。そういうことがあったから、今回これは市が適正に担当部局で判断していますし、国にも照会をかけています。だから、緩かったから、北村議員が緩いときの状態を参考にして物事を判断しておられるから、なぜこうなったかといってお怒りになっていると思うんですけども、きちっと法律にのっとった手続をしています。

論点が何かご存知ですか。内容以前の話です。行政庁の処分当たるか当たらないか。当たらないという判断をして、市は、担当部局は処理をしたわけですけども、それを処分だというふうに牽強付会されて裁判が起こされた。結局裁判でも市の見解が認められたのでそういう判断になっているわけですね。このように話をしています。

それと、今なにか3年3作のお話をされましたけど、これは農地法に関連して、農地を

農地として取得する際に、短期間のうちに権利移動や転用を防ぐために滋賀県で設けられた事務処理方法でありまして、当然県内の市町である野洲市もそれにのっとって判断をしております。農業振興地域の整備に関する法律における農用地区除外に係る要件とは全く関係ありませんので、何か担当者に聞くと、北村議員にそれをお伝えしたけれども、北村議員がその当該法人に誤って伝えられて今回の質問になっているのではないかということをお聞きしました。

6点目の訴訟の取り下げの意向を受け入れず、最後まで裁判で争うと返事した理由はということですが、これはやはり訴訟を受けて明確にしておかないと、今後の手続に差し障りがあるので判決を求めたということでもあります。もし訴えの、これ訴えられた方ですからね。訴えの取り下げに同意した場合、何らかの判決が出ず、既判力等の拘束力も発生しないことから、その後再提訴された場合、また類似案件で訴訟が提起された場合にはまた再度市は弁護士への委任等新たな費用が生じるので、起こされた件に関しては判決を求めたという当然の行為であります。

7点目の取り下げていたら弁護士費用が変更や減額になっていたのではないかということですが、当然もう訴訟に入っていますから、今おっしゃった当初の40万円で済むということはこれはありません。万々が一、その時点で取り下げたとしても、そんなに大きな金額は変わっていません。北村議員も多分いろいろなことをご経験になっているので、何でこんな質問が手付の40万円だけで済んだのではないかと今おっしゃいましたが、それはないと思います。一定の訴訟手続が行われていますから。

1円でも無駄にしてはいけない、これは当然職員も私もそう思っています。ただ、例えば税が5,000円滞納されている。それに滞納に係る徴収、あるいは市の場合は生活困窮者の場合はもっと別の取り組みもやっています。5,000円の滞納のために1万円かかる、2万円かかる、これは致し方ないですね。正義を貫かないといけないし、生活再建もあります。だから、1円が無駄だから、じゃあこれは取り下げに同意したらいいんじゃないかという論議は、一番原点の商売の論理であって、行政は秩序も保たないといけないということもありますから、1円を無駄にしてとか、ここにそんな議論は全く私はなじまないというふうに思います。

8点目ですが、これは裁判でもう認められたわけですから、これ以上お答えすることはないと思います。

9点目の一連の市の対応は正しかったのかということですが、丁寧に担当部局が説

明しても訴訟に打って出られた。おまけに訴訟になじみませんよと、処分ではないのにと
言ったのに訴訟に打って出られたということからすると、これしかなかったし、正しい手
続を踏んだというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 再質問させていただきます。

請求書の件なんですけれども、先ほど30日以内に支払うということで請求の日の8月
2日になっていた、7月2日から8月2日で30日以内ということだと思っておりますけれども、
25日に議会にお知らせがあって、26日に実際実行されておられます。でも、7月
2日ももしも控訴されていたら、この支払いは不可能だったと思いますし、その請求書、実
際の請求書が市に届いたのがいつになるんでしょうか。

それと、3年3作のことを部局から聞いたというお話をいただいたんですけれども、当
時この3年3作の話は私も余り詳しくなかったもので、これは原告側からこういうことにな
っているんですがという、地元議員でしたので説明を受けて、それを正しく知らなくて
はいけないということで、私は担当課の方にもう一度聞いたという流れですので、私が担
当課から聞いて原告側に誤って伝えたというような話ではないので、市長がお聞きいた
だいている方が正確、私の方が正確ですので、それは誤って伝えてはおりませんので、そこ
は訂正いただきたいと思っております。

それと、この裁判所からの指導の件なんですけれども、裁判所が取り下げ、原告側がも
ちろん裁判を起しているんで、原告側に対してこれは筋どおり指導されています。取り
下げた方がいいですよということを受けて市に取り下げるということを伝えているので、
そこで今市長がおっしゃったように、取り下げなかったらこういう理由があるからという
その理由、中身のこともなんですけれども、一応弁護士も双方入っておられたと思いま
すし、どうしてそこでもまた取り下げない理由をしっかりと原告が納得するように、納得
とは言いませんけれども、丁寧な説明を、取り下げない理由をどうしてされなかったのか、その当
時は弁護士同士の話し合いだったとお聞きしておりますので、市の弁護士から原告側の弁
護士に対してその説明は一切なかったと聞いておりますので、取り下げないのなら取り
下げないで理由をどうしてお伝えいただけなかったのかというのは、相手は市民ですので、
そこは当たり前だと思うんですけれども、ですので市が主張しておられる取り下げなかつ
た理由というのが伝わっていなかったということになりますし、そのところは市長、ど
う考えておられるのか、お聞きいたします。そのことによって、先ほど一定の、40万に

戻ることではない、着手金に戻ることではないけれども、一定の今回の89万3,000円に関しては一定のと言われたんですけれども、一定とはその89万3,000円が20万円になるとかそういうことをお聞きしているのではなくて、一定ということは、もしかしたらこの89万3,000円は減額された場合があると理解してもよろしいでしょうか。

もう一つ、済みません。この今の質問の大きな大枠だと思うんですけれども、その担当の課もどんどん変わりますし、担当しておられた職員さんももちろんかわっていきまして、それが次の方に正確に引き継ぎがされていたのか、そのお一人お一人が不誠実だったと言っているのではなく、前にお聞きしたことがまた次の担当が変わると変わっていたり、よく話をしっかりしたいので会社まで来てもらえないかと依頼しても、会社には行けないと断られたり、何かその話し合いという部分に関してどうもスムーズにっていない、納得されていたらもちろん裁判もされていなかったと思いますし、この取り下げに関しても、他の部分に関しましてもどうも話し合いがうまくいっていなかったというのが私の大きな見解なんですけれども、市長はその正確に話し合いというところがされていたのか、それをどう理解されているのかお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 爽やかな朝の今回の定例会のいきなりのご質問なんですけれども、これ北村議員は議員として質問しておられるのか、原告の利害の側に立っておられるのか、これ職員が答弁協議に来たときに、私に聞かれていますから私が答えます。私は、許認可業務に一切基本的に関わらないようにしています。できるだけ法令にのっとって判断してほしいと。だから、今回答弁協議の中で情報を得ました。

今ご質問のこと、順不同に答えていきます。

まず、一般的に裁判になっていますから、この裁判は本来裁判にならないものです。もう明らかです。処分か処分でないのか。処分の場合は訴えられますけど、処分でないのに処分だとみなして訴えられたわけです。でも受理をされています。公判が開かれているわけです。市も弁護士さん依頼して、税金使って対応せざるを得なかったわけです。

北村議員の論理は、裁判に至るまでに丁寧に説明しておいたら裁判にならんかったというふうにおっしゃっていますけども、これは私聞いた限りは丁寧に説明をしています、後で確認したら。でも、あえていえば、すごく高額なお金で農地を買っておられて、どういう理由かわからない。だから、何が何でも開発したい、農地転用したいという案件であったと思います。丁寧に説明したと言っています。おまけに、複数の市役所OBがノイロー

ぜになるぐらいに職員のところに来て、昔はできたのにとか言って、かなりきわどい事象です。北村議員はどういう関わりをこの案件に持っておられるのか知りませんが。現にもう裁判になったわけですから、裁判で決着がついているわけです。

それと、先ほどは却下ですけど、これはゆえない裁判、理由のない裁判を起こされて、市の主張が認められたということですから、弁護士に確認したらこれは勝訴です。ですから、もうこれ以上議論しても、かえって北村議員の立場が悪くなるのではないですか。どちらの肩を持っておられるのか。その正義の側に立ってこの扱いをどうのこうの言うておられるのか、それだったら裁判で決着、まさに点、ピリオドなんですよ。必要な弁護士費用を払うための議案をここへ出しただけのことです。今議会の最終日待っていたら30日を超えるので、いずれ超えるので、8月2日請求があって、速やかに払うということです。請求書がいつ来たかは後ほどちょっと部長に答えてもらいます。

だから、なぜ取り下げの同意しなかったかといったら、さっき言いましたように提訴されて受理をされて、手付金払って、訴訟費用を使っているわけですから、そこで取り下げに同意をしておいたら、また同じように出されたら裁判所は受理します、とりあえず。ということを防ごうというのが弁護士とも相談した結果ですから、これは市の利益のため、相手さんにとっても明らかになるわけで、もうこれでお答えになると思います。

あと請求がいつあったか、私そこまでは私の関知することではないですから、請求書がいつ届いたというのはこの議場でわかるのであれば答えてもらいますし、ここに情報がないのであれば後日お答えをします。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 環境経済部長です。

今の支払いの関係です。8月2日に請求が来て、8月16日に支払いしています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 記憶がある間に。今部長おっしゃっていただいた8月2日に請求書が来て16日に支払いというのは、私たちがいただいた資料には、25日に私たちにお知らせいただいて26日に支払ったと書かれていたんですけども、16日に支払いがあったということなんですか。この7月2日の控訴せずの判決があって、そこから多分控訴されていたら金額も変わってきたと思いますし、内容も変わってきたと思うんですけども、そこからその8月2日までに例えば金額を決めたりとか、いつ支払うとかいうよ

うな話し合いがあつて8月2日に請求書がもう届いたということなんですか。それで16日に支払ったということは、私たちが26日に支払ったと聞いているのは、もうその25日にそうしたら私たち全協で聞いているんですけれども、その25日以前にもう支払いは終わっていたという話になりますよね。25日の全協で私たちは聞いて、今回の資料には26日に支払ったと書かれていたと思うので、16日ではそれはちょっと部長違うのではないかなと思うんですけれども、それと市長済みません、先ほどお聞きした中で、お答えいただけていないのが幾つかあると思うんですけれども、私に關してのことはもういいので、質問させていただきましたその近隣との公平性に関しては市長は答えをいただけていなかったもので、そこの部分のことと、先ほども聞きました今の一定額、市長は先ほど一定とおっしゃったので、その一定というのは実際あり得る話だったのか、いやいやそれはもう一定というのはそういう意味ではないということなのか、そこの部分お願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき答えたと思うんですけれども、1万とか2万とかいうレベルと聞いています。1万円とか2万円ぐらいしか差がないと、取り下げの時点で。えらくこだわっておられますけれども、安いよりは判決を求めるということの方が市の方針だから、えらいこだわっておられますね。その程度だと、1万円程度と聞いています。

それと、近隣というのが意味がわからないんですけど、近隣の市町なのか、あのあたりの近隣なのか、そこも定義されないから答えられないんですけど、もう質問できませんからね。

○16番（北村五十鈴君） 近隣地と書いていたと思うんですけど。

○市長（山仲善彰君） だめです。近隣、近隣とおっしゃったけど、意味がわからないから、守山とか栗東とか八幡と同様なのか、あの近くで、さっき私答えたように昔はぎりぎり認められたか、まあちょっと制度を裏読みして認められたのはありました。これは私も既に公表していますよ、幾つかは。昔だったら認められていたわけでもないのを、無理して市が農地の転用をトップダウンで認めたという例があります。また後ほど北村議員通告しておられますから、そのエリアにもありますけれども。でも今回は客観的に現制度、国の制度、県の制度を踏まえて市が判断した結果ですから、過去の近隣が参考にならないですね。制度はどんどん変わっていますから。だから、制度が昔これだったのに、認められたのに、今なぜ認められないかという論理で来ておられたのがさっき言った市のOBの人たちですよ。北村議員も今その論理を今展開して、ここで。専決処分であつて、支払いが適

正かどうかという話であって、農地の地区除外が正しかったかどうかというのは裁判で決着しているわけですから、時間の無駄だと思いますけど。

いずれにしても2点のお答え、これで完結していると思います。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 支払い日に関してのことです。先ほど控訴がされたら云々というような話でしたけど、質問も北村議員書いておられる2日が経過して判決確定しているんです。だから、それはまずあり得ません。質問がちょっとおかしい。7月3日に見積りの請求はもらっています。請求見積りはもらっています。それを精査して、7月25日の直近の全協にご説明して、速やかに26日に予算専決の決裁をしている。それで8月2日に請求が来て、そして8月16日に支払ったということです。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 北村議員、続けてお願いします。

○16番（北村五十鈴君） 続いてお願いします。議第86号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第6号)空き家等対策行政代執行に係る工事請負費についてお伺いいたします。

市は5月、当該建物の解体とアスベストの処理を合わせた費用として5,000万円程度を見込み、11月にも工事に取りかかりたいと考えを示しておられました。それが今回1億2,000万円を超える額の計上になっておりますが、その中身の詳細と改修予測等について全て市長にお伺いいたします。

1、まず確認ですが、この問題の建物の所有者は何人で、現在判明している連絡がとれる所有者は何人おられるのか伺います。

2、アスベストの検査は市が調査したのか伺います。

3、今回当初予算の見込みを大きく超えていますが、その理由をお聞きいたします。

4、全国的に行政代執行にかかった費用、行政の立てかえ分は回収率が約1割という低い数字が報告されていますが、本市の場合の改修予測を伺います。

5、今回の予算1億2,500万円について、所有者から徴収することになるとは思いますが、予算額の説明は所有者に既に済んでいるのか、了解は得られているのかお聞きいたします。

6、民間で解体した方が費用は間違いなく抑えられると思いますが、アスベスト調査のように、この近くでされたと聞いているアスベスト調査のように、所有者の裁量で工事はできないのか、できない理由があるのなら伺います。

7、空き家対策措置法が成立したのが2014年11月、その後2015年5月に完全施行されていますが、そんな中、本市の今回のような戸建ではない分譲マンションの事例は日本中でも珍しく、今後の先例にもなり、全国的にも関心が高いと思いますが、これだけの費用がかかると市の財政的にも負担が大きく、実際野洲市民にもこんな高額な支出が理解が得られるのでしょうか、見解をお伺いいたします。

県との関係を伺います。

市は、そもそも今回の建物は県の対応が当初から間違っており、県はその不備を認め、解体費用の協力をすると知事自ら市長に連絡があったと市長から聞いておりますが、具体的に県の協力は得られるのでしょうか。高額な支出になる野洲市にとっては大事な選択肢になると思いますが、現在県との調整はどこまで進んでいるのか具体的にお聞きいたします。

最後に、実際の施工業者の決定、工事予定日等はいつごろになるのか、スケジュールを伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の議第86号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第6号）についてのご質問にお答えをいたします。

1点目は、所有者は9名で、そのうち連絡がつく方は8名です。

2点目のアスベスト調査は1回目は市が実施し、2回目は所有者の有志が実施しております。

3点目の当初予算の見込みとの違いについてということですが、予算は今回初めてですから、予算との見込みの違いはございません。あらかじめどの程度要るかということについては、市がこれまで行ったアスベスト除去を必要とした解体工事、例えば教育委員会別館の解体工事とか文化財収蔵庫解体工事をもとにして、おおよその金額を算定して全協とか記者会見でお示しをしていたものです。今回は正式に野洲市特定空き家集合住宅解体工事实設計業務委託業務の委託業者に依頼して、金額を算定してもらったのを予算提案のもととしております。金額大きい中には、解体するために土地を借りないといけないとか、そういうのが全部入っていますから、こういう金額になっています。

4点目の回収予測、これはわかりません。予測はできません。当然債務者が払ってもらうことになりますから、所有者が債務者として、予測はしていません。

それと、あらかじめお伝えしてはどうかということですが、制度、これは行政代執

行法に基づいています。制度では行政代執行法第3条第2項では、代執行を執行する前に代執行令証をもって概算額を通知することになっていますから、制度上はその時点でお伝えしますが、あらかじめお伝えしようとは思っていますし、いずれにしても報道等で金額が出ていますからご承知だと思いますが、制度以前にもお伝えをしようとは思っていません。

6点目は、所有者がやったら安いとかおっしゃっていますが、それはちょっとわかりませんが、その論理がわかりませんが、所有者がやったらどうかということですが、大いにやっていただいたらいいので大歓迎ですし、期待をしております。今さら何でこんな質問が出てくるのかなと思うんですけど、意味がわからないんですけど、もうここまで来ているのに所有者がやったらどうか。いつでも所有者はやっていただけますから。お伝えください。北村議員親しいんだったら所有者に。

7点目の野洲市民に高額な支出の理解が得られるかということですが、これは法にのっとってやらざるを得ない、ご理解をいただきたいと思いますが、ご理解をとおっしゃいますが、理解の手続はどういう仕組みなのかご存知いただいていますかね。議会に提案して、市民代表である議員の皆さん方が可決をいただいたことが法律上はご理解いただいたということになるので、北村議員もそのご理解の大きな役割を担っておられるということになると思います。

9点目の県とはどのような話になっているのか。これはもともと県が前の知事のアスベストが入っていますということで勧告をしていたということが去年の夏に初めて私は知ったわけですが、だからそれがされていたらそれでよかったわけですね。多分ですが、いろいろ取材が知事のところにあったと思うんです。3月の下旬に突然初めて私の携帯に本人から電話がかかってきて、いろいろご迷惑をかけています、やれることがあったら何でもやりますということでしたけども、こちらが勧告やって、順番に手続をやっているから、県が関与する余地はないです、手続が動いていますから。とするなら、最終回収できない、お金も出しますということでしたからね。でも解体に県のお金とか出してもらえませんか。それがあってからずっとほったらかしだったので、こちらから県の支援というのは、最終的には回収できない債権の補填をしてもらうのが一番ふさわしいんじゃないかということをお言いましたんですけども、ずっと頼かむりですから。こちらからどうのこうのという話ではなくて、向こうから押しかけて電話してきたわけですから、そういう状態です。

スケジュールは、これ何回でも申し上げていますが、施工業者は10月中には入札により決定いたしますので、その後工事に着手する予定です。

以上、お答えです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 質問が前後するというか、関係するので逆になると思うんですけども、今市長言っていた理解を、1億2,000万という高額な税金が使われるのですから、その市民の理解を得るために今質問させていただいた立て替え分の今後がどうなるのかという予測を立てるのは当たり前だと思いますし、わからないという答弁は、この理解を得るためにはほど遠い答弁だと思うんです。理解を得るためには予測は要だと思いますし、その予測のプラスかマイナスかとか額とかではなく、わからないということは市民の理解は得られないと思いますし、私たちもその予測の部分はしていただかないと、金額が出たから予測できるかできないかもわからない、検討もせず、わからないんですでは余りにも無責任だと思いますので、本当に今市長が答弁いただいたわからないという現状なのか、そこをもう一度詳しくお聞きしたいと思いますし、アスベスト調査を2度市がやったこと、またご近所さんが有志でやっていただいたと、2回あったと思うんですけども、ですので私はできるかできないかではなく、ご近所さんがこうしてアスベスト検査もできたのなら、解体も今8名おられるんでしたら、その8名の方が何らかの市に対する協力というか、市に対する前向きな努力というのか、そういうものがあって当たり前だと思いますし、そここのところはそれこそその8名の方によく話していただいて、少しでもこの1億2,000万が、予算ですので言い切っては申しわけないと思うんですけども、1億2,000万という数字が少しでも減額されるような努力というか、積み重ねをしていただきたいと思うので、そここのところが全て先ほどの理解を得るための市のしなくてはならない部分というところを市長の答弁は私は納得いかないの、そここのところをお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 回収はそれはわかりません。ただ、もともと解体しようと思っておられたし、前向きな取り組みをしておられますけども、どれだけ回収できるかと言われてたらわからないと言うしかないと思います。それをわかろうと思ったら、個々の所有者に今おっしゃったようにもっと濃厚な接触をしないとだめですね。これ本来は所有者が責任を持って解体下さいということで勧告をして、命令をして順次やってきているわけですか

ら、代執行になった場合幾ら出されますかとか、これは接触したらおかしいんですよ。もしか、どれだけ回収できるか見込もうと思ったら、今北村議員はそれをせよとおっしゃったんですけれども、何をせよとおっしゃっているかといったら、所有者のプライバシーに踏み込んで資産調査をなさいということになります。そんなことできないでしょ。だから、そういうことを含めてわかりませんと言ったわけです。

あとは高いかどうかじゃなしに、客観的に今の建設法令にのっつて積算をしたらこれだけかかりますよということを公にした上で、法律にのっつて解体する。それを支払っていただくのは、本来所有者が解体するべきだから所有者に請求するということですから、今それ以上の接触とか情報を持ったらおかしいので私は言ったのに、何か無責任だとかおっしゃいますけども、全く論点が違います。北村議員はどういう観点でこれ今質問しておられるのかよくわからんのですが、もうここまで来ているわけですから、きちっと説明をして、そしてから安全にやるということです。

今回複雑な地形だし、周辺にも建物があるので職員も苦勞してくれましたし、私も隣接の土地所有者に電話したり足を運んで、職員と共に。結構苦情も言われながら土地を借りに行くのにも動いているぐらいであって、本来は建てた人が解体するということです。

それと、さっきおっしゃったように小さい自治体、財政が厳しければたちまち1億円を立て替えるのは厳しいというのは私はいろんなところで言っていますし、もう新聞に載ったかどうか知りませんが、大手報道機関が大分前に取材に来ましたから、国への提言といったところではきちっとそれは言っています。この法律の問題点は、とりあえず立て替えるというのはお金を立て替えて市民の税金で。解体して回収という制度なので、野洲市でも厳しいけども、もっと小さいまちだったら厳しいですよと、その認識は既にいろいろところで言ったり提言をしています。大体これでお答えになっていますか。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほど市長が今のことなんですけども、予測はつかない、わからないと言われた今のいただいた答弁ですけれども、徴収する側の義務もあると思いますし、議員でするので市民の側に立ってお聞きしていますので、この1億2,500万の回収は、例えばこういうよその事例もあつたりとかして、こういうふうによそは回収されているので、徴収が行くと思うんですけれども、その前に徴収したときに、徴収してから、いやこんなお金1億2,000万、10人で割っても1,000万ないですよと言われても意味がないので、それよりも先にこの1億2,500万の了解をいただきに行つて、こ

れだけの額になりますよと、きちっとでは今ないですけども、各お一人に約1,000万の徴収をさせていただきますよという中から、そこになって徴収される側も市民もその所有者の方もそなん聞いてなかったわでは、余りにも、それこそ丁寧さを欠くと思いますので、その1億2,500万が高いのか安いのかではなく、その所有者との今後のわからないではなく、その積み重ねが少しでも所有者との理解をいただいとお支払いいただける、その市の動きを聞いて市民の方も理解が得られるという流れに私はなると思うんですけども、市長のおっしゃっているのは市が中心であって、市が主役であって、市がというのが主語になっているので、もちろん市長が優秀なので言っていることは市としては法律的には正しいとは思いますが、今回の最初に聞いていた額とは余りにも大きい差がありましたので、それに関して私たちが聞いても「ええっ」と思いましたし、所有者の方にしたら払わなくてはいけないお金なので、もう少し丁寧なその積み重ねが要るところから予測はできない、わからないというところが私は納得いきませんので、その部分に関してと、それに連なって県から何らかの協力をすると市長にわざわざ携帯にまで電話をかけておられるのでしたら、もう何も言ってこないからではなく、協力が得られるのなら、そのところはもう少し協力を得られるように県に対しても申し述べていただきたいと思うんですけども、その2つお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 代執行法をご存知ないんじゃないですか。全く代執行法を。

○16番（北村五十鈴君） そなんいいです。質問にお答え下さい。

○市長（山仲善彰君） だから、私何回も言っているように、本来は所有者が責任を持って解体をしていただかないといけないというので、長い間指導して、それでもだめなので勧告をして、命令をしてという、まさにこれは説得の手續なんですよ。それでも動かないし、物が危険だからということで、何も市が主人とかそうじゃなしに、今度は市が責任を持って解体をして、なりかわって。だからどちらが主役になったと云ったら、法律上代執行というのはそういうものですから。私も道路も就任前に中途半端に手續があったから代執行しました。したくなかったけども。寒いなか私1人で足を運んで所有者のところは何回も行ったけど、どうしても私に対しては話ができたけども、過去のひっかかりがあっただけでいただけなかったから、結果的には高くつかずだと思います。こちらが市が解体して請求しましたから。でも、それが幾らかかりますとか、それは客観的なものであって、今徴収とおっしゃったけども、私なぜ、北村議員質問するんだったらもうちょっときちっ

と勉強してからしてくださいよ。徴収じゃないんですよ。これ税の制度と全く一緒で、まず課税があって徴収があるんです。税金をかけるときに、これだけの税金をかけますけど払えますかといって課税しますか。だから、今回もかなり丁寧に、そして実のところは所有者の方とはいろんな会議で私出会うから相談も受けているし、できるだけ逐一情報はお知らせするように職員には言っています。そんな冷たいことはやっていません。もう北村議員の仮説は市は冷たい、山仲は冷たい、もうそれに全て論理構成でやっておられるけども、要するに今回ここまでいろんな方の協力を得て代執行まで来ているわけですから、あとはまだ心配なのは本当にアスベストが混在していつ崩壊するかもわからないという厳しいのを全て覆いをかけて、事故なく解体できるかどうかという方が本当に今心配している点です。当然所有者にも、北村議員は所有者と接しておられるのか接しておられないのかよくわかりませんが、きめ細かく所有者とも職員は接していますし、その中の方でも私は全然別の会合で出会ったりするから、相談も受けているし、情報も流しています。今市がやっていることは適正に制度にのっとって、かつ相手さんのことも考えてやっているつもりです。

県におねだりに行くのと違って、自分で電話してきたら、自分できちっと説明に来ないとだめじゃないですか。おねだりと違って、本来は制度外ですから、代執行は代執行法に基づいてやるわけで、向こうから済みません、ほったらかしでという電話してきて、何でもやりますと言ったら、今の状況、実際もっといろんなやりとりがあるんですよ。なぜ電話してきたかといったら、向こうがやむにやまれず、かつこちらが欲しいデータが、こちらが持っているデータが欲しかったから、それで多分電話があったと思うんですが、いずれにしても自ら律していただいたらそれでいいんですよ。県とまず交渉するんじゃないし、公にさっき言ったような位置づけをしていますよと言っているわけですから、債権が回収できたら問題ないわけですから、債権が回収できなかったときの仕組みを今提示しているだけですから、あらかじめ債権が回収できないという想定で県と話すことは余り適正ではないと私は思います。

○議長（橋 俊明君） 次に、第13番、工藤義明議員。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。皆さん、改めておはようございます。

まず、質疑に入ります前に一言申し上げたいと思います。私たち日本共産党野洲市議団3名は、県地方議員団と共に先月の8月29日政府交渉を行ってきました。文科省、総務

省、国土交通省、そして厚労省に対しまして、大戸川ダムの中止の申し入れをはじめといたしまして、6月議会で提出させていただきました意見書、民生委員・児童委員の制度改定を求める意見書、また野洲市からも国県要望を出された同課題について、具体的課題を例題を示しながら改善要求を行ってきたことをまず報告させていただきます。

それでは、本題の議第75号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入らせていただきます。

今日まで、表題の国保税に関しましては議会ごとに共産党議員団として、高過ぎる国保税の引き下げを主なテーマに質疑を行ってきたところです。今回の決算報告につきましても、過去の主張点と同様に幾つかの質問をさせていただきます。

まず、今年の第6回定例議会で野並議員の引き下げ提案質問に対しまして、平成29年度の決算だけを見て来年度に引き下げる根拠はない、提案を受け入れられる状況ではない、今後も基金は一定程度必要と考えると答弁されました。

今回の平成30年度決算では、1億800万3,000円が積み立てられ、基金残高のトータルは4億53万円となっています。

そこで質問させていただきます。

1つ、3年間は取り崩し実施で国保税を据え置くという方針が、なぜ基金積み立てとなるのかをお聞きします。

2点目、黒字分は国保税引き下げに活用すべきではありませんか。実施ができない根拠、これを明確に示していただきます。

3点目、滞納世帯数は平成28年度1,057軒、平成29年度が762軒でありましたが、平成30年度の世帯数はどのような結果になったのかお聞きします。

4点目、滞納世帯数を所得階層別に見ればどうなっているのかをお答え願いたい。

5点目、滞納世帯から直接この市の窓口へ相談に来られた件数が何件あったのかをお聞きします。

最後の6点目、都道府県単位化によりまして、国保会計は従前とどう変わったのか、また国保の構造的危機というのを打開できると思うのか、またその課題は何かをお聞きします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、工藤議員の平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の3年間の基金の取り崩しがなぜ基金積立となるのかとのご質問につきましては、これまでに議員各位には説明いたしておりますように、平成30年度からの保険料につきましては、原則として基金を活用して3カ年固定とすること、広域化後の最初の6年間で約1億5,000万円を還元することとし、そのうち最初の3カ年で1億円を取り崩すこととし、取り崩し額ですが、試算で1年目はゼロ円、2年目は約3,300万円、3年目は約6,700万円を取り崩す推計をいたしました。基金は、推計した算定額と実際の決算額との差、つまり剰余金が発生しまして、その一部を財政措置として積み立てたものでございます。

次に、2点目の黒字分は国保税の引き下げに活用すべきではないか、実施ができない理由は何かとのご質問につきましては、まず、国保財政調整基金は基金条例の第6条で「基金は、市の国民健康保険事業の財源が不足する場合又は持続可能な運営に資するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」と規定し、第7条では「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める」と規定しております。

基金は、当然被保険者に還元する性質のもので、基金保有額が一定額よりも大きくなった場合は、被保険者に還元するために取り崩す、つまり結果として議員ご質問の国保税の引き下げにも活用することもあります。

2年目の今年度に取り崩しを実施していないのは、当初ご質問の引き下げのための取り崩し、今年度の当初予算では約1,800万近く予算としてはしていますが、それ以外にプラスアルファとしての意味を指す取り崩しですが、それについては当初3年間固定としている2年目であることから、ご質問のための取り崩しをしていないだけで、そのときは3年目がどうなるかまだわからないため、当初の予定で措置したものでございます。3年目の所要額が冬場、初冬ですね、12月にまず出る予定ですが、その所要額により基金の現在高を見て前倒しするかを判断する予定でございます。

なお、これまでにご質問で実施できないと言ったことはございません。

次に、3点目の平成30年度の滞納世帯数につきましては712世帯でございます。

次に、4点目の滞納世帯の所得階層別についてのご質問につきましては、滞納世帯の区分でのデータは持ち合わせておりません。

次に、5点目の滞納世帯から直接窓口相談へ来られた件数につきましては、日常の相談業務で相談数をカウントしておりませんので、わかりません。

なお、相談者は、保険証の切りかえの際に未納通知や督促状、催告状の送付した際は、傾向としてその時期は多くなります。

また、直接納税の相談に来られるのではなく、就労や多重債務等の困り事相談から市民生活相談課を経由して納税相談につながることもあります。

次に、6点目の都道府県単位化による従前との違い等のご質問にお答えをいたします。

まず、従前との違いにつきましては、都道府県が加わったことによって、財政運営の責任主体が都道府県になったことということでございます。したがって、保険料を算定するメインの要素である医療費の動向につきましては、本市のみの動向から県全体の医療費の動向を見て算定するということが大きな違いでございまして、それを県が算定し、各市町が諸要素を加味して保険料を算定するというところでございます。

次に、国保の構造的危機の打開のご質問につきましては、大きな課題であった財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという問題点を抱えていましたが、これは解消されたと言えます。この他に言われておりました年齢構成が高く医療費水準が高い、また所得水準が低く保険料の負担が重いというような構造的な問題は、都道府県単位化だけでは解消できるものではないというのが現状でございます。

次に、課題につきましては、本県においては、保険料を算定するにあたって医療費水準は当初から一本で見ることにいたしました。が、保険事業等が統一されていないことから、これらの調整が今後の課題でございます。

また、事務処理の大きなものとして、現行制度では市町村事務は余り軽減されていないことから、その面で本市としましては広域連合化が望ましいと考えており、そのことを将来に向けての検討課題にしていこうと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） お答えいただいたのが昨年度の第6回の定例議会での答弁とそう内容が変わるものではない内容となっております。

もう一度確認をさせていただく内容になりますけれども、1点目の3年間は取り崩し実施で国保税を据え置くという答弁が当初からありまして、それが方針だったかと思えます。

それで質問の①では、なぜこの取り崩してなくて積み立てを増やしていくのかというところの答弁にまだ結びついていないということでもう一度お願いをしたい。

2点目の引き下げに活用すべきではないかという質問をさせていただきました。これについても、昨年の答弁の中では引き下げというのは全く考えられないというような答弁がされていたかと思うんですよ。それで、この2番はあとの滞納世帯の関係、3番、4番、5番との関係が全て出てくるわけですけども、依然30年度の世帯数、答えていただきました712軒という数字、前年度からは確かに約50軒近く減っているという結果にはなっております。しかし、現実にはこれだけの世帯の方が滞納されているということは、非常にこの国保税が各家庭の家計に負担をかけているという現実が大きくこの数値に出ているのではないかということで、この3、4、5で一緒に答えていただきたいんですが、所得別階層というのは過去にも私どもから答弁を求めたかと思うんですけれども、あくまでもデータはないということをおっしゃいますけども、当然市としては今後の問題として、データというのはとって次の年度の予算等に生かすべきではないかというふうに思います。それが市民の立場に寄り添うと、市民に寄り添うという政治になるのではないかというふうに思います。これは滞納世帯数の窓口へ相談に来られた件数というのもお聞きしました。これも一応カウントしてないということです。これはこれから、今までやってないんですから、今までのことをどうこう言いませんけれども、やってなかったらこれもやはりカウントしていただいて、実際窓口へ来られるというのは相当な困り事ということから来られていますので、その辺はぜひ窓口ではカウントしていただきたい。そんな難しい内容ではないかと思えます。

あと答えをいただきましたけども、現実にはこの野洲市だけと違いまして、日本全国でこの国保問題が取り扱われています。大変高い国保税と私ら表現しております。日常の新聞を見ても、高過ぎる国保料、これがどうしても払い切れないということで大きな悲鳴が上がっております。この野洲市の中にもそういう方がおられるかと思うんですよ。ぜひこの基金積立金というところでない部分、これを次の予算には組み入れるべきやと、この結果から見ると思えます。

問題ちょっと前後しますけども、基金が現在4億円超えました。一体そうしますと、野洲市としてこの基金、金額をどこまで積み立てようとされているのか、その点合わせて答弁をお願いしたいと思います。ちょっと順番不同になりましたけど。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、工藤議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目のご質問、1回目の答えで答えられていると書いていたんですが、改めて申し上げます。

最初の制度設計のときに、最初の3年間で1億円取り崩すと。医療費というのは上がる傾向にありますので、最初の3年間で1億医療費が上がる推計をいたす中で、3年間1億の場合1年目は取り崩しをゼロ、2年目を3,300万、3年目を6,700万取り崩すことによって合計1億円になるという制度を組んだわけなんです。設計を組んだわけなんです。推計したんですが、1年目は当然ゼロで行けました。2年目は今年度2年目ですので、3,300万の予定が1,800万弱の取り崩し予算になったと、これは推計よりも若干県が示した数字が低かったのが3,300万のところを1,800万弱で済んだということになります。

なぜ積んでいったのかというのは、当初1年目の決算で30年度が初年度なんです、そのときは29年に推計しているわけですが、そのときに推計した額と実際の30年度に要した費用の野洲市が負担する実績額としては少なくて済んだと。そこで、保険料いただいていますので、それよりも下回ったので剰余金が出てきたので、財政上の処理として基金に積んだということでございます。制度設計を3年目組んでいますので、まだ2年目は1年の実績の途中であるので、2年目をすぐに対応するのは3年目がまだ全然見えていませんので、3年目も今日現在でまだ見えてないです。1回目の仮算定が12月ぐらいに来ると。本算定が1月に来るというスケジュールの中で3年目どうするかということで、その当初の設計額が6,700万を上回るか下回るかは今わかりません。それによって所要額が決まると、ご質問のように今トータルでは4億円あるということですので、それを3年という制度設計していましたが、前倒しして保険料を3年固定と言っていたものを3年固定じゃなしに2年固定にして、3年目で前倒しして、1年前倒しして見直すこともあり得るということを申し上げております。その判断は仮算定が来た時点でおおむねの判断をしていきたいというふうに考えております。

それと、関連で最期の質問に先にお答えいたしますが、これは30年1月の全員協議会でも示させていただきましたが、基金の保有額としては保険料の収納率も含めて、そのときは予定で行きますので、申告によって、所得状況によって上下動が出てきますので、1年当たり5,000万の基金を保有額を持っておくことが相当であろうというふうに資料にもお示しをさせていただきました。つまり、3年分としますと1億5,000万、5,

000万掛ける3年分ということで、1億5,000万あれば保険料の誤差に対応できるであろうということをお示ししておりますので、適正な現在の保有額で考えておるのは1億5,000万程度というふうにご理解をいただきたいと思います。

それと、2点目のご質問に戻りますが、1回目の答えでも言いましたように、活用という点ですが、当然残高の状況を見て検討いたしますので、当初の設計額よりも取り崩すこともあり得るという中では、活用はすることはあるというふうにご理解をいただければ結構かと思えます。

それから、分類別の件数につきましては、手作業でやろうと思えば物理的には可能です。なので、ちょっと時間を要しますが、その作業はやろうと思えばあくまで手作業ということになりますので、エクセルでダウンロードしてソートをかけてという作業になりますので、今の電算システムには組んでないんですが、そういう作業では可能ということになります。ちょっと時間を要するというご理解をいただきたいと思います。

それと、滞納者の所得の階層ですが、これは国保税だけではなくて、通常の市税、水道代とかいろんな公共料金も含めてご負担いただいている全体の傾向としては、所得がそれなりにあれば当然そういうのは支払っていただけますので、国保税だけではなしに、全てにおいての全体の傾向としては所得階層が低い方にその方の優先順位からすれば公共料金、税負担は後回しと、自らの生活の方に優先されるので、必然的にその割合は高いという傾向が客観的という、主観的な話になりますが、今日までの滞納整理とか含めたそういう方々の状況を見ての話になりますが、そういう傾向があることは事実としてあるということは言えるかと思えます。

これでおおむね質問は答えできたと思いますが、以上、お答えいたします。抜けてあれば、またおっしゃっていただければお答えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 丁寧な言葉では答えていただいたんですが、前回の昨年度の質問の中にもありました。市としては引き下げという私の言葉使っていますけど、引き下げに対する回答といいますか、考え方、それが全く言葉としては出てきてないというふうに思いますけども、現実にはこの黒字分というのは国保税引き下げということが出来る状況にあるかと思えます。その辺の考えを持って次の予算、次年度の予算にはそういう考えを持ってこの結果を分析してもらわないと、全く私どもの質問している内容とはちょっとか

け離れた回答しか返ってきてないんですが、最後にそのことだけをお聞きして終わります。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、再々度のご質問に答えいたします。

結果として、例えばの話ですが、3年目の県から示した数字が今年、去年、30年度の実績を見て推計されるわけですが、例えばそれが飛躍的に負担額が伸びたとして、基金を予定額よりもさらに使うこととして、結果的に据え置くことができる。これ引き下げにはなっていませんが、飛躍的な伸びを活用することによって抑えることも、これは直接には引き下げではなくても、県から示された数字からすれば実質引き下げているということになりますので、客観的結果だけを見てそれは引き下げに活用できないのかではなくて、飛躍的に伸びることも想定すれば、全体として据え置きが実質引き下げたということにもつながるということから、わざわざ引き下げという言葉は使っておりません。中身的にそういう意味では実質県の数字と比較してという面においては引き下げられると。引き下げるために使うこともあるということでご理解をいただきたいと思います。

それからさっきの質問で1点抜けておりました。相談の件数の区分別のデータですが、今日まではそういう整理を行っていませんので、そのことは担当課の方に伝えさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かちょっと奥歯に物が挟まったような回答ですけども、下げる、下げないというか、さっきから説明あったように、県が納付金を言ってきますから、その向こうが言ってくるよりは低い料金設定をすれば下げたことになるんですが、当初設計したよりは基金が増えていますから、3年間は値上げをしないことによって受益をしていただくということで、当時の基金の今ご質問のあったように取り崩しで上げない方向でということで、今年度も上がっていませんから、実際は値下げになっているんですが、基金状況を見ながら前倒しでと言ったように、もう2年間そのままにして、もう一段次の3年を少し下げぎみで、こちら利益を上げるためにやっているわけと違いますから、下げぎみでの制度設計の検討の余地はあると思っておりますが、もう少し部長言ったようにデータ見ながら考えんとだめですけれども、何かぐだぐだ議論してじゃなしに、下げるというか、今あるお金をできるだけ活用して料金を抑える方向で制度設計はしていきたいというふうに思っています。ですから、県の基準より下げるのと、絶対額でも下げられれば下げ

て、基金を活用して下げていく検討も行いたいと考えています。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を10時40分とします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第14番、野並享子議員。

野並議員。

○14番（野並享子君） それでは質問させていただきます。

議第76号平成30年度野洲市後期高齢者特別会計歳入歳出決算の認定についてを質問いたします。

2008年の制度発足時には1,300万人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、将来的にはさらに増加することが見込まれています。75歳になると社会保険の扶養家族から離され、国保からも離され、後期高齢者医療になります。

制度設計に関わった厚生労働省の実務担当者が、75歳以上だけ別立ての終末期医療の診療報酬体系を新設した理由について、後期高齢者が高額な医療費を使っても死亡する事例が多いため、同制度によって75歳以上の終末期医療費を抑制するためだと話しています。

2008年の制度導入時、差別制度に怒る国民世論に包囲された自公政権は、低所得者の保険料を軽減する措置、特例軽減を導入しましたが、安倍政権はその特例軽減を打ち切り、保険料を値上げする改悪を2017年度から実行に移しています。2008年の導入から5回保険料の引き上げが行われており、また財務省や財界からは75歳以上の窓口負担を現行の原則1割から原則2割に引き上げることがたびたび提言され、国民の中に不安が広がっています。

このような状況にある後期高齢者特別会計の決算ですが、加入者の推移をまずお尋ねします。

次に、不納欠損が約60万円出ていますが、普通徴収の方ですが、何人分でしょうか。導入からの推移をお尋ねいたします。

また、収入未済額が普通徴収で163万円ありますが、何人分でしょうか。導入からの推移をお尋ねいたします。この方たちは、後期高齢者医療制度の以前の保険制度なら扶養家族なのではないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、野並議員の議第76号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の加入者の推移ですが、各年度4月1日現在ですが、平成20年度は4,429人、平成21年度は4,511人、平成22年度は4,599人、平成23年度は4,758人、平成24年度は4,956人、平成25年度は5,141人、平成26年度は5,194人、平成27年度は5,339人、平成28年度は5,570人、平成29年度は5,797人、平成30年度は6,075人、平成31年度は6,379人でございます。

次に、2点目の平成30年度の不納欠損額の人数につきましては12人分でございます。導入からの推移としては、制度が平成20年度からの開始でございますので、開始年度及び翌年度の平成21年度は時効が到来しておりませんので、実数はございません。平成22年度は12万7,431円で、人数は不明でございます。平成23年度は2,253円で2名、平成24年度と平成25年度はゼロでございます。平成26年度は2万3,123円で2名、平成27年度は7万7,871円で3名、平成28年度は14万9,004円で3名、平成29年度は24万6,794円で3名でございます。

次に、3点目の平成30年度の収入未済額につきましては、37名分でございます。

導入からの推移といたしましては、平成20年度は120万29円、平成21年度は88万9,858円、平成22年度は68万793円、平成23年度は46万7,276円、平成24年度は65万6,033円、平成25年度は93万857円、平成26年度は120万7,699円、平成27年度は96万9,316円、平成28年度は155万2,106円、平成29年度は124万8,688円でございます。いずれの年度も人数につきましては電算上で管理しており、当該年度及び前年度の人数は出せませんが、したがって平成29年度以前の人数は現在のシステムでは出すことができません。

次に、4点目の後期高齢者医療制度以前の保険制度なら扶養家族なのではないかのご質問につきましては、つまり平成19年度以前の老人保健制度までさかのぼってどうであったかということになりますので、その時点までその方が何の保険で本人か被扶養者であったかはわかりません。

以上、お答えといたします。

済みません、ちょっと1点目の答えの中で、24年度の数字ですが、正しくは4,96

5人です。56人と申し上げたようですので、4,965人が正しい数字でございますので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 75歳以上の後期高齢者加入推移を見てみますと、2,000人ぐらい増えていますよね。4,429人から6,379人ということですから、どんどん増えていく傾向にあって、亡くなる方が少なければもっと増えていくやろうなというふうなものも感じます。こういう形でこの医療費が伸びていくというのも当然人数が増えるんですから、だからその中だけで回っていくと、皆さん病気を持っておられる方が多いというふうに思いますので、だからやはりこの後期高齢者の75歳だけに行くということになると、そういう意味では国がもっとフォローをしていかなければ、保険料がどんどん上がっていくというふうなそういう仕組みにもなるかと思うんですけども、制度そのものがこういう状況ですので、そこら辺あたりは市としてはどう思っておられるのかという思いをお尋ねしたいと思います。欠損もやはり増えていっておりますので、24万6,000円、ゼロというときもあったけども、そういう状況でもありますし、未済額もこれも124万というところ辺があります。現在決算では163万円ということで、やはりこれも増える傾向というのは、やはり保険料がどんどん引き上げられていっている。年金がどんどん下がっていっているというところの部分のあらわれでもあろうかと思うんですけども、そこらあたりはどういうふうに思っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、野並議員の再度の質問にお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度、国が変更をしたわけですけども、なぜ老人保健から変わったかというところを検証しますと、もとは人口構造に尽きるんですね。当時の老人保健制度では7割が保険者、つまり社保とか国保が拠出金を出して支えていたんです。残り2割が国で、5%ずつ都道府県と市町村が持ち分かれていたと。社保では半分ぐらい、保険料の半分がもう拠出金、自分らと被扶養者の医療費ではなくて拠出金の割合が増えていったから持たないということで、負担を求める後期高齢者医療に変わったと。それも当初は1割負担が今は介護も含めて3割負担が出てきているというのは、これは自分らも負担していかないと支え切れない。年金を例に出されましたが、年金も負担する人があって支払われますので、人口構造がいびつになっております。

野洲市の高齢者の割合も合併のときは16.3、今は25.7ぐらいになって、これは

よく出される数字ですが、後期を見ますと、合併のときは7.3ぐらいやったんですね。それが今12.4になっています。つまり、8人に1人はもう後期高齢者なんです。言われたように、人口がお年寄りの数が多いのでとても支えられないということですので、それは全て国が負うということは裏は税金で負うということですので、年金も含めてそれが今の人口構造から支え切れるかどうかというところを見ないと、それは物理的に高齢者も負担していかないと社会全体が支えられないという実態にはなってきているので、それを是正するには少子化対策に力を入れて支える人口を、少しでも世の中が世代がうまく流れていくようにするには必要な数の子どもはいるのかなということなので、その人口構造というところ辺がこのままでいいのかという議論、それを是正するにはどうしていったらいいのかという議論をしていかないと、この問題の根本的な解決には及んでいかないのかなと思いますので、単に国が補填すべきではないかという議論はちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 当初この後期高齢者の保険制度が実施されるときに、もうそういうところ辺はわかっていたというのか、どんどん高齢者が増えていって、私最初に言いましたように、この創設をした理由としては高額な医療を使っても死亡するからもう75歳だけを終末期医療という形で抑えていく、1,000円以上で報酬の単価を切ってしまうとか、何週間以上になったら単価を下げるとかいう形で、長期入院にならんように追いつ出すとかいろんな形で、とにかく終末期の医療費を抑制するためにさまざまなことが現実行われていっているというのも実際としてあります。ですから、この部分で、やはり社会保険の拠出が7割ということで負担になっていたというのであるならば、やはりそれは国がカバーをしていかなければ、本人負担が本当にもう天井知らずに上がっていくということになりますので、ですからやはりこれは根本的には私は国の施策の問題だというふうに思いますので、人口構造はこういうことはもうわかっていますので、そのところが膨らんでいるというのはわかっていますので、やはり私は国の制度の根本的な問題、社会保障のあり方そのものを次の介護保険にも同じことが言えるんですけども、もっとやはりきちりと国が対応をしていかななくてはならないというふうに思っておりますので、このぐらいいにしておきます。

次に、議第77号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

てお尋ねをいたします。

家族の介護のために仕事をやめる介護離職が年間10万人近くに上り、介護難民と呼ばれる行き場のない要介護高齢者が数十万人規模に上るなど、介護を巡る問題が高齢者はもちろん現役世代にとって重大な不安要因となっています。独居老人や労働介護世帯が急増し、高齢者の貧困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人に上ると推計され、介護を苦にした殺人、殺人未遂が年間約50件、1週間に1回、1件のペースで起こるという状況も続いています。

安倍政権は、にわかに介護離職ゼロと言い出しましたが、この7年間、同政権が実際に行ってきたのは公的給付の削減や利用料の引き上げなど、介護を受けにくくする制度改悪の連打でした。これでは介護を巡る危機的事態は深刻化するばかりです。

安倍政権が要支援者や軽度者を保険給付の対象から除外する改悪を繰り返すのか、介護保険の創設を主導した元厚生労働省幹部から、このままでは介護保険は国家的詐欺の制度になるという危惧の声も上がっています。

最近の新聞報道で、要介護1、2も介護保険から外し、総合事業に移行していく検討がされているということでもあります。ますます保険あって介護なしで、国家的詐欺になります。この点について、一番市民と接しておられる地方自治体の現場での思いをまず最初にお尋ねしたいと思います。

そして、次に決算の中身でお尋ねいたします。

1点目は、不納欠損が約142万円あります。何人分でどの階層の方でしょうか。

2点目、収入未済額が約770万円あります。何人分でどの階層の方でしょうか。

3点目、特別徴収は年金天引きですが、普通徴収は年金が月1万5,000円以下の方や、年度途中の65歳になられた方などです。年金が月1万5,000円以下、年間18万円以下の方からも第1段階2万6,910円の保険料を徴収するということが問題ではないかと考えます。収入に占める保険料の割合が14.95%、この方たちは何人おられるのでしょうか。ちなみに12段階の方の負担割合は1.44%です。最高と最低では13.51ポイントの開きがあります。

4点目は、18万円以下では生活できないため、扶養家族ではないかと考えます。この家族が本人の年金を管理されていたなら払うことはできません。介護が必要になったときに利用できません。このような状況になったとき、どのような対応されているのかお尋ねいたします。

5点目が、基金残高が年度途中で1,396万円増え、1億6,000万円になり、令和元年度の補正でも8,300万円積み立てられ、年度末には1億8,700万円になっていきます。3年ごとの見直しのたびに保険料が値上げされてきましたが、引き上げ過ぎによるため込みではないか、見解を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、野並議員の議第77号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えいたします。

最初にお尋ねの、保険あって介護なしで国家的詐欺になるということについての現場としての思いにつきましては、この議案、介護保険事業特別会計の決算認定の議案でございますので、質疑には該当しませんので、お答えの方はできません。

1点目の不納欠損、142万円の人数と保険料段階構成につきましては、平成30年度の不納欠損の142万円の内訳で、全体で36人でございます。

階層別内訳でございますが、第1段階が10人、第2段階が3人、第3段階が5人、第4段階が6人、第5段階が2人、第6段階が6人、第7段階が2人、第8段階がゼロ、第9段階以上が2人という結果でございます。平成30年度当初賦課時点での普通徴収対象者を分母といたしまして未納者の比率を出しますと、最も不納欠損者の比率が高いのは第3段階で8%、次が第1段階、第2段階、そして第6段階が同率で5%といった結果でございます。不納欠損処理に関しては債権回収の見込みがないことが理由となることから、低所得者段階での比較的割合が高くなっている状況でございます。

2点目の保険料の未納額770万円の人数と保険料段階構成につきましては、ご質問の収入未済額770万円といたしますのは滞納の繰越分を含んでおりますので、同一の未納者が年度で重複していることから、ご質問に正確にお答えするために、現年度分の普通徴収保険料の未納額、額といたしましては375万3,855円を基準にお答えの方をさせていただきます。

まず、全体での実数につきましては94人ございまして、保険料の段階別内訳では第1段階が21人、第2段階が6人、第3段階が5人、第4段階が14人、第5段階が3人、第6段階が23人、第7段階が7人、第8段階が6人、第9段階以上が9人という結果でございます。平成30年度の当初賦課時点の普通徴収対象者を分母にして未納者の比率、先ほどと一緒にございしますが、出しますと、最も未納者比率が高いのは第6段階での17%、次が第9段階以上の13%、3番目が第2段階の11%という結果ございまして、最低

所得者層であります第1段階は10%で全体の各段階の平均とほぼ同じ比率でございます。第1段階から第3段階までの非課税世帯の平均も全体平均と同じ10%という比率でございます。特に低所得者層に未納者が偏っているという結果は見られません。

3点目の年金額が年間18万円以上の人で、第1段階の保険料を徴収されている人数につきましては、普通徴収で第1段階の人数は平成30年度本算定時点で203人でございます。このうち、特別徴収の対象基準である単独種類の年金の支給額がいずれも年間18万円を超えない人数については把握できておりません。

4点目の18万円以下の人などで、家族がその年金を管理されているような場合の介護費用確保の対応についてのご質問につきましては、介護費用の自己負担を誰がどのように負担しているかはさまざまございまして、市では統計的には把握はしておりません。一般的には本人の収入で賄うものでございまして、それで足りない場合は扶養者や扶養義務者の収入で賄われていくものと認識しております。

なお、家族が本人の年金を管理して本人の介護費用に使用しないような場合につきましては、家族といえどもそれが搾取であれば経済的虐待と認定し、認知症等である場合には権利擁護対策として財産管理人、あるいは成年後見人を申し立てるという措置を行うこととなります。

5点目につきましては、基金残高が1億6,000万円と多い、引き上げ過ぎによるため込みではないかというご質問につきましては、平成30年度は第7期計画の3年計画の初年度でございます。まず決算後に今回の補正で一定額を積み立てることにつきましては介護保険制度の運用のルールどおりでございます。

次に、引き上げ過ぎによるため込みではないかということにつきましては、今計画期間中の収支計画時点では、第6期、1つ前の計画期の第6期からの繰越分で1億4,500万円を入れて収支が均衡すると見込んでおりましたけれども、平成30年度の終わった段階の実績をもとに本期間を推計しますと、平成30年度に給付がそれほど伸びなかったことから、現状、第7期では4,300万円程度、現時点では次期への繰り越しが出るのではないかと推測しております。しかしながら、この額につきましては介護保険給付費の予算額、平成30年度の決算でいきますと約35億円でございますが、その額の1.2%の割合でございまして、財政調整に必要な範囲の額であるということから、適正な運用であると考えております。

以上、お答えいたします。

申しわけございません。答弁の中で3点目のご質問の答弁の中で、年間の年金額が18万円以下と答えるべきところを以上と間違っただけだったので、修正いたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 介護保険の本来第1番目のところをまず聞きたかったんですけども、いろんな意味で接しておられる中でいろんな思いがあるんじゃないかというふうに思います。私たちも市民と接点がありまして、この介護保険の問題については施設入所、入る場所もない、まず入れない。けども、もう一つ老健施設の月17、8万円払えない。だから入りたくてもお金がないし、入ることもできないとか、いろんな思いが皆さんの中にあります。それと、ずっともう40歳から介護保険料を払い続けていく。死ぬまで払うという状況の中で、いざ利用しようと思ったらなかなか介護認定が低く、認定の中に入れないというとか、さまざまな部分がこの中にあります。それと、今お聞きしたように不納欠損、収入未済ということで、払えないというところ辺、本当にこの基準額という、さっき第5段階が基準額なんですけども、これが本人が住民税非課税、世帯の中に住民税課税者がいる、同居されている方がおられるという方の基準額が年間7万1,760円なんですよ。これが基準というところですから、本当に私はこれは当初導入されたときからこの保険料が倍になっているんですよね。どんどんどんどん上がっていくというこの中で、やはりこの不納欠損や収入未済額が出てきているというのの私はあらわれでないかというふうに思います。1割ぐらいの人が収入未済額10%が平均、11%とか17%とかいうふうなところ辺は、普通市民税とかこんなたくさんの方が不納やら未済になっているかどうかちょっとわからんわな。というふうに、いうところ辺においては、ちょっと本当に私はこんなたくさんの方が払えないような状況になっているというのは、ちょっともう限界に来ているんじゃないかというふうに思います。ですから、これも先ほど言いましたように、やはり国全体の社会保障制度の中において検討をしてもらわなければならない問題だというふうにも思います。本人負担がどんどん増えていくというところ辺、そして介護から外していく、要介護1、2を外していく、3以上からしか介護保険が使えないという、本当にもう国民健康保険ならばそういうことはありませんよね。保険税を納めればみんな保険が適用されて1割負担、2割負担、3割負担ありますけれども、利用できるというのが保険制度。しかし、この介護保険はそういう意味では利用できないというふうな状況になっているというのは、やはり本当に国家的詐欺だというふうには言われても仕方ないというふうに思います。

もっと突っ込みたいけど、私も次の時間がありませんので、議第96号のところに移ります。

野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることによる条例改正です。消費税10%の引き上げとあわせ、安倍首相が突然言い出した内容で、無償化の財源を逆進性のある消費税に求めるのは根本的に問題があります。消費税増税でなく無償化をしていくことはできません。

6月議会で市長が言われたように、政策が政治に使われたということで、年度途中の10月から実施というのも行政や園にとって余計な労力を使うことになりました。幼児教育・保育の無償化に対しては賛成しますが、さまざまな問題があります。6月議会で市長も答弁されましたが、本来は国がやるべきことを来年度から民間の無償化の費用は国が2分の1、県が4分の1、地方自治体が4分の1になり、公立は全額自治体負担です。この影響額は概算で1億3,500万円増額になると答弁されたとおり、幼稚園8園全て公立である野洲市において大きな影響になります。さまざまな弊害が予想されており、地方自治体や保育園において複雑な実務があり、また3歳未満と3歳以上とで保育料の差が生じ、子育て支援と言いながら中途半端な内容です。さらに認可外保育園施設も期限付きで無償化の対象にし、保育の安全基準という点からも指摘されていたことや、給食費については保育料に含まれていた副食代の徴収など問題があります。今後消費税の増税分を地方譲与税として配分すると言われてはいますが、公立の保育園、幼稚園の比率の高い野洲市ではどのようなことになるかも含めて質問をしたいと思います。

第1点目、幼稚園での預かり保育において、今回の改正で恒常預かり保育料が1万2,000円から無料に改正されます。緊急預かり保育が日額500円から440円に改正されます。市のホームページのお知らせでは、1回の利用料は500円の予定だと書かれており、この金額の根拠は何なのかお尋ねいたします。

2点目、恒常預かり保育を利用されているのは何人おられるのか。

3点目、市のお知らせでは、就労が月15日以上の方の常時利用の方は月1,200円の利用料ですが、15日以下の一時的な利用の方は1回500円で、3回利用すれば1,500円になりますが、この差はかなり開きが出ることになります。このような開きがあれば、15日以上の方の就労を求め、恒常的な預かり保育をする方が増えるのではないのでしょうか。

現在緊急預かり保育で3回以上利用されている方は何人おられるのかお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、野並議員の議第96号野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の幼稚園での預かり保育におきまして、1回500円の金額の根拠は何なのかというご質問につきましては、一時的な預かり保育において、1回の利用料は440円の保育料と60円のおやつ代を足して合計500円の設定をしております。

2点目の恒常預かり保育を利用されている方は何人おられるのかというご質問につきましては、市内の4園で実施しております恒常預かり保育で、令和元年8月1日現在の利用児童は中主幼稚園83人、野洲幼稚園14人、祇王幼稚園30人、北野幼稚園46人の合計173人となっております。

3点目の、現在緊急預かり保育で3回以上利用されている方は何人おられるのかのご質問ですが、市内の全8園で実施しております緊急預かり保育で、平成31年4月から令和元年7月までの4カ月間で見ますと、4月は40人、5月が35人、6月が35人、7月が62人の計172人利用となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この1番目の保育料の440円というのはどういう積算の根拠でなっているのでしょうか。

それと60円のおやつ代というのは、1日のおやつ代としてですが、これもどういう根拠で60円というふうに設定をされているのか、お尋ねします。

それと、3点目でこの62人とか35人とか、こういう方々が3日以上利用されていますね。そうすると、先ほど私が言いましたように恒常的やったら月1,200円で済みますね。常時の場合。1回預かるということでは500円という形になりますので、私は3日以上利用してはるこういう方々は事業所で15日以上、4時間働くようにしてほしいと。私には言われるのではないかという意味では、ぐんと増えるのではないかというふうに思うんですけども、そこら辺ではまた支出が増えると思うんですけども、そこら辺はどういうふうに思っておられますか。計算されていますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、ご質問のまず1点目でございますけれども、500円のうちの440円と60円の内訳でございます。440円は保育料として想定しておるんですけれども、現在3歳、4歳、5歳児で預かっておるところの人件費諸々ですね、を積算いたしまして、その他消耗品、あるいは必要経費等の積算から割り戻した中での440円という計算をしております。おやつ60円につきましては、実績ベースのおやつ金額でございます。

2点目の緊急預かりのご質問でございますけれども、野並議員1,200円の金額につきましては、これは1回500円と対比する額ではなくて、この1,200円はいわゆるおやつ代という見方をしていただきまして、月20日ということですので、先ほどおやつ代60円ということですので、掛けて1,200円ということになります。これで2つ目の回答については答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） それはわかっています。でも、保育の無償化という形で1万2,000円がゼロになるということで、おやつ代だけで済むということで恒常的に利用されるようになると市の負担が増えるんじゃないかというふうな思いをしております。これはもっと委員会で追及して下さい。

議第97号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質問いたします。10月1日からの幼児教育・保育の無償化が実施されることによる条例改正です。

無償化には賛成しますが、消費税10%の引き上げとあわせて安倍首相が突然言い出したものであります。消費税増税でなく無償化していくことはできると思います。

議案の給食費については、これまで保育料に含まれていた副食代の徴収など問題があります。以下の点を質問いたします。

第1点目、議案関連資料の34ページに食事の提供について、満3歳以上の子どものうち、市町村民税所得割額合算額ア、イ7万7,101円とか5万7,700円の金額が出されています。また、市のホームページの説明では、通園送迎費、食材費はこれまでどおり保育者負担になるが、年収360万円未満相当の世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちは副食費が免除とあります。この書き方の違いをお尋ねします。

第2点目、これまで副食費は保育料に含まれていましたが、今回の無償化で免除になる子どもと、新たに払わなければならない園児はどれだけかお尋ねします。

3点目、それぞれの施設で副食費を徴収するということですが、どのようなシステムなのか、現場の保育士の負担にならないのか、改善の余地があるのか質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、野並議員の議第97号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の無償化に係る改正条例の規定と本市のホームページの資料との違いについてでございますが、改正条例第13条第4項第3号ア及び同号イに規定する内容とホームページの資料については、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちの副食費についての免除規定、あるいは資料となっており、内容的には同じことを示しているものでございます。

なお、改正条例においては年収を市民税所得割額で表しているのは、国の法令に準じ規定しているためでございます。

2点目の今回の無償化により、副食費が免除となる子どもと新たに副食費として負担が発生する子どもについての数でございますけれども、本年9月1日現在、幼稚園及び保育園等を利用している子どもたちで、今回の無償化により副食費が免除となる子どもの数は221名でございます。また、新たに副食費として負担していただく子どもの数は581名でございます。

3点目の副食費の徴収システム、現場の保育士への負担、改善の余地についてというご質問でございますが、副食費の徴収につきましては、公立園では主食代と同様に保護者が指定する口座から月ごとに振替納付を行う予定をしております。また、免除対象者のデータにつきましては、市役所の担当課の方から各園に送付すると共に、免除対象の保護者には免除対象である旨の通知をする予定をしております。

また、現場の保育士への負担につきましては、今般の無償化により事務的な負担は増加することとなりますが、市内公立園、幼稚園、保育園全てにおいて事務補助員を配属していることから、現場の保育士には新たな事務的負担は発生しないものと考えております。

また、改善の余地につきましては、園では副食費だけでなく、主食費、諸費など、保護者から多くの負担金の取り扱いをさせていただいておりまして、本年度より口座振替システムを導入したところではありますが、今後においても可能な範囲で事務処理の合理化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 副食費が新たに581人支払わなければならない人が出てきたということですね。無償化になったことによって保育料そのものはゼロ円になりますけども、本来ならば中に組み込まれていたんですから、もう全部払わなくてもいいみたいに思います。毎月保育料という形で納めていたのがゼロ円ということになりますからね。これだけ副食費が要りますよというところが、さっき出ていたのが保育園の給食費が2,200円というのが今現在給食センターに行っていますね。これが3,000円になるというところなんですか。幼稚園は3,000円給食費になっているんですけども、この金額ちょっと教えて下さい。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの保育園と幼稚園の給食の代金でございますけれども、野並議員おっしゃった幼稚園につきましては3,000円とおっしゃいましたね。それから保育園の方は。

○14番（野並享子君） 2,200円。規則で出ていますけど。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 3,000円につきましては、これは給食費でございます、そこにおやつ代が1,200円乗ってトータルの金額として4,200円のお支払いになります。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今幼稚園では3,000円の給食費プラス1,200円のおやつ代払って4,200円払っていることになっているんですか。含んでいるのと違うんですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 済みません、今の問いの内訳につきましては、ちょっと今手持ちございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当に無償化という形で全部無償にしていくならばいいんです。けども、本当にこういう形で……。

○議長（橋 俊明君） 3回終わっていますので、次の質疑に入ってください。

○14番（野並享子君） なっていますので、非常に複雑な状況になっていまして、だか

ら給食費を無料にしている……。

○議長（橋 俊明君） 次の項目に入ってください。

○14番（野並享子君） 議第98号野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例について質問いたします。

10月1日から幼児教育の無償化が実施による改正であります。この無償化には賛成をしますが、さまざまな問題があります。3歳未満と3歳以上で保育料の差が生じ、子育て支援と言いながら中途半端であります。以下の点を質問します。

今回の無償化の対象は3歳以上は全てで無償、3歳未満は市民税非課税世帯のみであり、このことによって野洲市では保育料が無料になるのは何人の子どもなのか。

次に、野洲市が負担する金額は幾らになるのか。また、公立の場合交付税で補填されますが、これらの試算をお尋ねいたします。

2点目、3歳未満の子どもたちで生活保護世帯と非課税世帯は保育料は無料です。また、一般家庭は市民税が7万7,100円未満の家庭では1,200円に軽減されていますが、市民税の所得割が非課税で均等割のみ課税の世帯は保育料は9,700円、市民税所得割4万8,600円の家庭は1万3,600円、最高で7万700円の保育料となっています。今回の子育て支援で保育料無償化に該当しない家庭が何世帯おられるのかお尋ねします。また、これまで保育料の減免が行われていました第2子半額、第3子無料という制度はそのまま継続されるのかお尋ねいたします。

3点目、今回の幼児教育の無償化で公立保育園、幼稚園が多い自治体と、民間の保育園、幼稚園が多い自治体では負担する金額に差が出ます。この点についての見解を求めます。

さらに、3歳以上は無料となりましたが、3歳未満は市民税非課税の2階層は無料になりましたが、それ以外は現行の保育料というこの線引きに対して市としてどういうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員のご質問にお答えをします。

何か委員会要らんぐらいにご質問いただいているので、できるだけ委員会でもう少しやりとりができるようにしていただいたらいいんじゃないかなと思いますけども、今発言では通告私に何も指名なかったんでどうしようかなと思ったんですが、一応文書には書いてあるのでお答えをいたします。

前から言っていますように、今回の無償化は今からいくと3年弱前の衆議院選挙で突然

出てきました。最初は無償化は全て国が持つということで来ていたんですが、途中からまず民間は国が3分の1、県が3分の1、市町3分の1ということで、余りにも負担が大きということで大反対が起こって、とりあえずは今もお話あったように2分の1、4分の1、4分の1になって、市町村が妥協した形です。

それと、民間でない公立はご指摘のように基本的には一切補填しないということなので、これも私随分国におかしいんじゃないかと言ったんですけども、もう総理の判断だということで、局長クラスも答えができなかったということです。

この制度、今野並議員もおっしゃったように、野党も反対しなかったからゆがんだままで成立をしています。珍しく、野並議員、今聞いていたら少なくとも2、3回賛成ですとおっしゃいました。

問題点はどこにあるかといったら、もともと前の政権のときに社会保障と税の一体改革で消費税2%上げましようとして出ていまして、本来ここに使う財源ではなかったんですけども、3年前にそういうふうにされました。保育・幼児教育の無償化という打ち出しなんですけども、いわゆる政策スキームから見ると単に幼稚園まで無償にただけのことであって、保育園は関係ないんです。ですから今のように給食費とか副食費がややこしくなっている。ですから、今小学校1年から無償、当たり前です、義務教育で。これを3歳まで落としてきただけのことなので、当然学校では給食費いただいていますから、給食費をいただかないといけない。保育園も保育園とみなしているのと違って、幼稚園の時間帯は保育園は幼稚園とみなしたから給食費をいただかないといけないという理屈になってきているので、多分国の官僚もそこまで見ている人は余り少ないと思うんですけども、政策というのはもう一回別の観点からスキームを通さないといけないんですよ。だから、物すごく複雑になっています。

それと、保育園の無償化は実際はやっていなくて、昔から、以前から低所得の方、そして多子世帯は無償化していますから、余り保育園の無償化の恩恵はありません。保育園も何が変わってきたかといったら、最初は無認可は無償にしないと言っていたんですけども、これは私も当初から一番気の毒なのは無認可の保育園を使っている方が気の毒であって、保育園に入ろうと思っても入れなかったから高い、あるいは条件も厳しい無認可に行っておられるのに、そこが無償にならなければ二重、三重で不利になるという議論は当然出てきて、無認可まで無償になりました。無認可が無償になったら、今度はベビーシッターまで無償ということで、これはとんでもないような制度になっているわけです。ですから、

いろいろ言っても仕方がないので、政策が劣化していつているのと違って、最初から制度設計が変な制度なんですけど、ただ市民の方にとってみれば無償化の恩恵はあるので、野洲市も国の制度をきちっと踏まえた上で、さっき政策監いろいろ細かくお答えしていましたが、料金なんかも負担が少ないようにしようということではあります。

ですから、直営の保育園の分が一応どこかで補填はすると言っていますけれども、その減収分が丸々市民負担になります。

ただ、これも常にお話していますように、野洲市は前の政権が優しいと言っていた政権なんですけども、国民に。実際保育料上げてきたので、そのときに野洲市は逆に下げたので、今回、国標準からすると野洲市の保育料が安かったがために逆ざやになっているので、その分だけは財政負担が皮肉なことなんですけども、市の持ち出しが減ったので、ある程度今の公立保育園の国からお金をくれない分が少しは埋め合わせができるのかなというふうに思っています。

本当に今さっきの介護保険とか後期高齢者、始まって10年、あるいは10何年の間に劣化しているんですが、今回はできたときからかなり厳しい制度なので、ぜひいろんな国民にもう少し透明性のある情報提供がされて、議論されないといけないんですが、保護者にとってみたらそんなこと言われてられないわけなので、今申し上げたように保護者には不利にならないように、市の負担もできるだけ適正になるような制度設計をした次第であります。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、私の方から1点目、2点目のお答えをさせていただきます。

1点目の、今回の無償化により保育料が無償化となる子どもの数についての質問でございますが、本年9月1日時点におきまして、今回の国の示す無償化制度により保育料が無償化となる子どもの数は、幼稚園を利用している子どもは732人、保育園を利用している子どもは623人、合計で1,355人が無償化の恩恵を受けることになります。

また、今回の無償化によりまして、野洲市が負担すべき金額につきましては、本年度に限り全額を国が負担する計画でございますので、本市の負担はないものと捉えております。

なお、次年度以降につきましては、先の6月議会の工藤議員の一般質問でお答えいたしました、令和2年度は年度当初から無償化の影響を受けることになりまして、その影響

額は概算で約1億3,500万円の市負担増になると思われます。また、交付税の額は、今回の無償化以外の事由、要因によっても変動するため算出することはできません。

2点目の今回の無償化により保育料が無償化に該当しない家庭の数についてでございますが、本年9月1日の時点におきまして、今回の国の示す無償化制度に該当しない子どもがいる家庭の数は、保育園を利用いただいている436世帯となります。

また、これまで実施しておりました兄弟の保育料の軽減措置につきましては継続する予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき国が妥協したのが3分の1を4分の1にしてくれたことと、今政策監が言いましたように、この10月から無償化するんですが、財源がないので、そこも最初は自治体に持てと言っていたんですけども、今年度は丸々国が持つといったところが国の妥協点です。

それと、もう一つ今回の制度の問題で、さっき言いましたように小学校1年生を3歳までおろしてきただけのことなんですけども、小学校の場合は公立全員入学が原則なのに、私立を前提にしているということからしても矛盾が生じているので、本来公立を優先しないといけないという制度上の問題もあるというのもつけ加えておきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当にこの無償化は矛盾だらけで、幼児教育を無償にすれば、もう保育園から全て無償にしていくというのが基本やというふうに私は思います。ですから、それでも賛成をしているというのは、今先ほどもお聞きしたように、かなりの子どもたちがこの制度によって無償になるということですから、それはそれで皆さん求められておるとお思いますので、それはそれでいいんですけども、今お聞きしますと無償化に該当しない世帯、だから436世帯ですね、この世帯は保育園のゼロ、1、2歳の方のところで結構保育料を納めておられます。先ほど言いましたように、最高は7万700円、5万、6万というかなりの保育料を納めておられる方がおられて、それでこっちはゼロという本当に大変な状況に私はなるというふうに思います。ですから、これは本当に早急に何とか国がやってもらわんと、市町村でやれるような問題ではありませんので、国が問題やというふうに思います。

交付税で補填するというふうなところの試算ができないという、これ国からのこういう

ふうな形で1億3,500万円からの持ち出しがあるということに対して、全く本当に試算ができないんですか。というところ辺がちょっと私は疑問なんですけども。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今のご質問の、まず額の方につきましては、現在やっておるシステムと、次、無償化になったときに市が負担する分ですね、その差でどれだけまだ多く市が負担するかという額が今言った額で、交付税の額につきましては、今回の質問いただいているときに財政当局にも確認しましたが、国の方がその積算の、交付税自体いろんな積算項目、そこをまだ出していないし、仮に数字が出ていても、そこが保育園の部分だというその数字が、その積算のシステムの中で取り上げて抽出するというのは非常に困難であるということを知っておりますので、影響額はということにつきましては算出することができませんという答弁をさせていただきます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 無償化の財源を消費税という形で、だから消費譲与税を2%分上乗せして市にも出すんだから、そこで賄えというふうなことも言われていますよね。この消費譲与税は別に保育料だけでなく物件費やら維持費やら、その他全部2%上がりますので、とてもじゃないけど、どれだけ譲与税が増えるのかという質問入れていたんですけど、今のこの条例とは関係ないということで外しましたけど、またこういうのも委員会の中で皆さん聞いていただければというふうに思いますので、終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部政策監より発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 午前中の野並議員の議第97号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案質疑の中で、野並議員の方から野洲市学校給食負担金徴収規則の中に記載があります給食負担金の額、いわゆる幼稚園が3,000円、それから保育園が2,200円と記載がございまして、その差の800円は何かという問いがございまして、その差額

につきましては、給食のうち牛乳、パン、麺代がここには含まず、その分につきましては給食費として徴収ではなく、園の方が直接800円については徴収しておるということでございます。答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） それでは、午前中に引き続き議案質疑を続けます。

次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） それでは、議第92号野洲市会計年度任用職員給与等に関する条例について質疑をさせていただきます。

2017年度5月に地方公務員法及び地方自治法の改正が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入されて、非常勤職員を法的に位置づけると共に、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められるようになりました。

そこで、以下5項目についてお尋ねをいたします。

1項目目は、2020年度4月から施行されます会計年度任用職員制度は、会計年度を超えない期間を任期として採用される一般職の地方公務員で、臨時職員や非常勤職員であるが、この会計年度任用職員制度で野洲市の場合何人の職員が適用されるのか、フルタイムとパートタイムのそれぞれの人数をお尋ねします。

2項目目に、会計年度任用職員制度によって、職員の給料は増えるのか減少するのかをお尋ねします。

3項目目が、会計年度任用職員制度とは、1週間当たりの常勤勤務と同一ということがフルタイムの条件とあるが、1分でも短くなればパートになるのかをお尋ねします。

4項目目です。会計年度制度の導入は、これまで脱法的に行われてきた正規から非常勤職員などの非正規への置きかえにならないのかをお尋ねします。

5項目目です。フルタイムでは給与、手当の支給対象となり、扶養、住居手当等の各種手当が可能とされます。パートタイムは報酬費用弁償である交通費支給のみが対象とされます。これでは会計年度任用職員でフルタイムとパートタイムでは手当等に格差が生じるのではないかと思います。答弁を求めます。

6項目目です。会計年度任用職員制度による国の財政負担はどのようになり、市に負担が増えることはないのかをお尋ねします。

以上、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の議第92号会計年度任用職員の給与

等に関する条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の会計年度任用職員制度で何人の職員が適用されるのか、フルタイムとパートタイムそれぞれの人数はと、このお問い合わせについてでございますが、来年度以降の会計年度任用職員の人数につきましては、事業規模や予算の状況等により不確定でございますが、現在の嘱託職員及び臨時職員の職がそのまま会計年度任用職員に移行した場合にお答えをいたしますと、本年4月1日現在でフルタイムは172人、パートタイムは398人でございます。

2点目の会計年度任用職員制度による職員の給与の増減でございますが、会計年度任用職員の給与水準は、現在の嘱託職員・臨時職員を下回らないよう制度設計を考えておりますし、一定の勤務条件を超える会計年度任用職員につきましては期末手当の支給を行いますので、現在の嘱託職員・臨時職員の給与水準に比べ、会計年度任用職員の給与は増加するものと考えております。

次に、3点目の1週間当たりの常時勤務と同一ということがフルタイムの条件とあるが、1分でも短くなればパートになるのかとのご質問につきましては、そのとおりです。

4点目の会計年度の導入は、これまで脱法的に行われてきた正規から非常勤職員などの非正規への置きかえにならないのかとのご質問でございますが、まず、これまで脱法的に行われてきたとはどのようなことを指しておられるのか理解できませんし、ご指摘のようなことは全くございません。

これまでから、職員配置については業務量や責任の程度等に応じまして正規職員と非正規職員を配置してございまして、会計年度任用職員制度の導入後も同様とするものでございます。

次に、5点目のフルタイムとパートタイムでは手当等に格差が生じるのではないかとにつきましては、まずフルタイムの会計年度任用職員に対する扶養手当や住居手当の支給は可能とされてございません。フルタイムの会計年度任用職員に支給される手当につきましては、退職手当を除き、原則パートタイムの会計年度任用職員にも報酬という形で支給されますので、フルタイムとパートタイムで手当等の格差が生じるとは考えておりません。

最後になりますが、6点目の国の財政負担はどのようになり、市に負担が増えることはないのかとのご質問でございますが、国からは新たに支給することとなる期末手当に対しまして地方財政措置を行うとだけ聞いておりますが、詳しい情報はまだ本市の方には何も入っておりません。市の財政負担につきましては増加することになるものと考えておりま

す。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 再質問します。

先ほどフルタイムの方が172人でパートの方が398人という答弁でした。これは全職員の何割に当たるのか、お尋ねします。

次に、この制度によって職員の給料は下回らないということでしたので、今後もその方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、1週間当たりの働く時間、この時間が1分でも短くなれば、1週間フルタイムの方がパートタイムになって置きかえになってしまうということが明らかになりました。これではどんどんどんどんフルタイムの人がパートの人に、そちらにこういった条件でころころ多くの人がかわっていってしまうのではないかと危惧します。例えば、子どもを学童保育に連れていったり、また急に家族の方の介護のため職場を早く切り上げられたら、そういう方がどんどん出てきたら、その人たちがパートにかえられてしまうのではないかと思います。これについてもどのようにお考えか、またお尋ねします。

次に、フルタイムとパートタイムで諸手当に格差がないということで答弁いただきました。今後も格差がないように、また法令に沿ってしっかりとやっていただきたいというふうに思ひます。

そもそも、この公務員法では行政サービスの安定と質を確保するため、常勤職員が中心となって担うという無期限任用の原則があります。この会計年度任用職員制度ができて、育休とか年休とか、そういったところ辺で前進の部分もあります。働く時間に応じてまた期末手当も出されますし、そういう意味では同一労働同一賃金に一步一步近づいているとは思ひますけれども、我々からするとこれが正規職員と会計年度職員のはざまとなって、今後も雇用の調整弁になっていかないのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の再質問でございますが、何点かいただいたんですが、ちょっと判断できる範囲でお答えをさせていただきます。

まず、職員の割合についてまず最初にお尋ねになったと思ひますが、会計年度任用職員となるべき職員の割合については、現在のところ55%になってございます。

それと次に、フルタイムからパートタイムへころころとかわる可能性があるんじゃない

かというようなお尋ねでございますが、まず会計年度任用職員の採用にあたりましては労働時間等明記させていただきまして、こういった職場でこういった仕事で働いていただくということを前提にお示しさせていただいて、その上でご本人承諾の上応募されるわけですから、そのようなことはないと考えております。

それと最後のご質問ですが、もう一度お願いしたいんですが、ちょっとなかなかわかりにくかったものですから、申しわけございません。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 公務員法で、行政サービスの安定と質を確保するためには常勤職員が中心となって担うという無期限任用の原則なんですけれども、こういうのがあります。この会計年度任用職員の制度で、育休とか年休とか、そういうところ辺の前向きなところもここに含まれています。それで、また働く時間に応じて期末手当も出されますし、そこは同一労働、同一賃金に一步は近づいていると思うんですけれども、この制度が雇用の調整弁、いわゆるそういうことになっていくのではないかと危惧をするんですけれども、そのあたりをお尋ねしました。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） まず、正規職員で申し上げますと、この正規の職員につきましては野洲市の職員定数条例に定めまして、職員定数の範囲内で計画的に採用を行っている状況でございます。特に近年は保育士、幼稚園の教諭など正規職員の増員も行っているところでございます。

それと、必要とする職に対して、仕事に対して、今回フルタイム、あるいはパートタイムとして募集をかけるということから、偏るといいますか、そういった問題は今のところ想定はしておりません。これでよろしいですか。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 1つだけちょっと気になりましたんですけれども、労働時間を示して働いてもらって、この任用制度で職員制度で働いてもらっていくと言われましたが、これだったらこういう条例というか、法で認められた公務員の公のパートになってしまうのではないかと私は考えるんですけれども、そういうふうにならないのか、また今後そういう、言い方は悪いけど公に認められたパートになってしまう、そういう方が増えていくのではないかとと思いますが、そこはしっかりと働く人たちの権利を守っていくためにもそう

いうふうにならないようにと求めたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） お尋ねの件ですが、従来嘱託職員、あるいは臨時職員、こういった業種で正規職員のカバーといたしますか、なかなか全てが全てできない部分について、仕事の比重的な部分もあるんですけども、そういったものを担当して業務をやっているというので、採用に関しては今後も同じ内容で必要なところに必要な会計年度任用職員を配置していくと、このように考えておりますので、この新しい制度が始まることによって新たな問題が生じるとか、そのようなことは全く危惧しておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（橋 俊明君） 日程第3、議第74号から議第85号まで、平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他11件を一括議題とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第74号から議第85号までの各議案は、会議規則第39条第1項ただし書の規定により、既に配付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、議第74号から議第85号までの各議案は、議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

（日程第4）

○議長（橋 俊明君） 日程第4、議第86号から議第103号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第6号）他17件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第86号から議第103号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

○議長（橋 俊明君） 日程第5、議第73号専決処分につき承認を求めることについて

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第5号))を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第73号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、議第73号については委員会付託を省略することに決しました。

これより、ただいま議題となっております議第73号について討論を行います。

ただいま議題となっております議第73号専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第5号))については、討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議第73号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第73号専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第73号は原案のとおり承認されました。

(日程第6)

○議長(橋 俊明君) 日程第6、議第104号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案といたしまして、補正予算1件を提案いたしますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議第104号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出予算それぞれに13万9,000円を追加します。

補正の内容は、令和元年8月20日付で提出された住民監査請求への対応について、専

門的な法律知識が求められることなどに鑑み、野洲市監査委員から弁護士費用について早急な予算措置が必要との要請があったため、歳出において監査委員運営費13万9,000円を追加します。なお、これに対する歳入は繰越金を同額追加計上いたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております議第104号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後1時30分 休憩）

（午後1時48分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回、第3番、長谷川崇朗議員より質疑通告書が出されましたけれども、ちょっとその内容について長谷川議員より発言を求められておりますので、これを許します。長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ただいま議案質疑の方を準備いたしました。住民監査請求の中身について弁護士費用等がどうして高額になったのかということを確認しようと思いましたが、この本補正予算の内容には適さないという指摘を受けまして、取り下げの方をさせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時49分 休憩）

（午後1時50分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（長谷川崇朗君） 続けます。弁護士費用と言っているのは住民監査請求、住民側から監査してほしいと言われている弁護士費用の件です。住民側が弁護士費用が高額であると言っております。これに関して執行部側、市長のご意見が聞ければと思いましたが、本補正予算の内容にはそぐわないという指摘を受けましたので、今回はここは質疑の方を取り下げたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時51分 休憩）

（午後1時53分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（長谷川崇朗君）　今回住民監査請求の中身について質問しようと思いましたが、本場ではふさわしくないとの指摘を受けましたので、質疑を取り下げようと思います。失礼いたしました。

○議長（橋　俊明君）　今回、長谷川議員より質疑通告書を提出しようということをおっしゃいましたが、今申し上げたとおり、住民監査請求の中身に触れる案件でございましたので、これはふさわしくないということで申し出がございましたので、質疑の通告は取り下げるということを許可いたします。

次に、ただいま議題となっております議第104号について討論を行います。討論はございませんか。

北村議員。

暫時休憩します。

（午後1時54分　休憩）

（午後2時02分　再開）

○議長（橋　俊明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第16番、北村五十鈴議員。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君）　第16番、北村五十鈴です。

議第104号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第7号）原案に対して反対の立場で討論します。

今回の補正概要は、住民監査請求に伴う弁護士費用が計上されていますが、市民からの監査請求内容の要旨を改めて読み直してみました。請求人らは、野洲市民病院整備事業について、平成30年12月7日に山仲市長に対して損害賠償請求と実施設計契約について、公金支払い差し止めを求めて住民訴訟を提起しています。そして、今回の監査請求も関連して工事の発注、野洲病院との事業の成就、債権放棄、弁護士着手金額の不当の4つの概要としています。

振り返ると、この4つは私たち病院反対議員が何度も反対理由として上げ、質疑、討論してきた内容ばかりです。しかし、そのどれもが真摯に議論されず、いずれも数の論理で議決されてきました。議論が深まらないままの数の論理が結局市民の理解を得られず、今回のような監査請求に進んでいることをまずは率直に受け入れるべきです。

数の論理とは、少数派との対話を重視せず、意見の集約を行わないまま、単純な多数決で結論を導こうとする姿勢であり、まさしく今回の一連の病院問題、それが訴訟となり、またしても今回の住民監査請求です。

先ほどの概要の中でも、特に住民訴訟の弁護士着手金に関しては6月議会でも私からも質問いたしました。原告と被告が約6倍も違う金額、その内訳を問いましたが、市からは後ほどペーパーで渡すと答弁がありました。しかし、いつまで待っても市からの提供はなく、何度も問い合わせた結果、最近やっと届けていただきました。その中の一番知りたかった算出根拠は、やはり訴訟概要にある数字2億3,707万1,880円からでした。しかし、それこそ不当であります。提訴中の裁判は、山仲市長個人の法的な部分を争っているのであって、原告は損害賠償金を争っているのではなく、その額は裁判所がもしも山仲市長の不当を認めたとき、野洲市が市長に請求する額であって、今回のような住民訴訟の性質からして利益は算定不能であり、一般的な基準に従い800万を根拠にするべきです。それに、裁判中の事業を計画も見直さないまま継続して、今後裁判の行方によっては病院職員や工事関係者に迷惑がかかる、予測されるのに、また市長の任期以後も続く事業なのに、どちらにしても訴訟が起こされた時点で一度凍結するのが順当であったと考えます。

さらに、今回の住民監査請求を受けて、市長は定例の記者会見で既に提起している住民訴訟と今回の住民監査請求によって市への信用が失われ、今後の工事発注や医師等の人材確保に悪影響を及ぼす。病院整備は95%厳しくなっている。

○議長（橋 俊明君） 北村議員、発言中でございますけども、補正予算に関連して討論をして下さい。

○16番（北村五十鈴君） 関連している討論です。

○議長（橋 俊明君） いや、先ほどの長谷川議員と一緒にですね。

○16番（北村五十鈴君） 長谷川議員のは質疑ですけど、私のは討論ですので。

○議長（橋 俊明君） だから、補正予算に関連したことだけ述べて下さい。

○16番（北村五十鈴君） 関連しています。

○議長（橋 俊明君） 今討論を聞いていますと、余りにも飛躍した討論でございますので。

○16番（北村五十鈴君） 討論の内容にそんなあれはなかったと思いますけど。ちゃんと今の……。

○議長（橋 俊明君） いや、補正予算の案件ですので、補正予算に触れて発言を。

○16番（北村五十鈴君） 触れていますよ。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時11分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員、討論通告が中途半端でございましたけれども、途中でございますけれども、これでよろしゅうございますか。

○16番（北村五十鈴君） 議長の討論に対する認識が私とは違いますので、討論は私はちゃんと13万9,000円のどうして反対しているのかという流れを書いていたので、討論はそこまで市民にわかるように伝えていいと思います。でもやめなさいと言われてたので、それは議長の権限ですので、やめます。

○議長（橋 俊明君） 済みません、私はやめなさいと言ってない。最後の結論がおかしいんじゃないですか、ということを申し上げました。

以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第104号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第104号は原案のとおり可決されました。

（日程第7）

○議長（橋 俊明君） 日程第7、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第1番、東郷克己議員。

東郷議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己でございます。

それでは、一般質問をいたします。

去る6月30日、長年にわたり地域医療に貢献いただきました御上会野洲病院が解散され、翌7月1日、野洲市立病院が発足いたしました。平成23年御上会が提出した新病院基本構想2010に端を発し、8年にわたる紆余曲折を経て市立病院が出帆し、駅前に新規整備予定の野洲市民病院に向けた第一歩をようやく踏み出しました。しかし、その一方、遺憾ながら病院整備に関する訴訟や住民監査請求が起こされるなど、野洲病院を巡る混乱は収束しておらず、市民の方々からは病院はできないのかとのご心配や、一体どうなっているのかとのお声、さらに何が真実かという問いまで出てきています。なぜここまで混乱が続くのか静かに考えたとき、そもそも我々が守るべきものは何かという原点、大本の目的から一つひとつ確認していくことが必要ではないかとの結論に至りました。この質問は市民のため野洲市の地域医療をどう守るかという根本的目的に立ち返り、市の考え、ビジョンを確認し、あわせて市民に対する説明を果たそうとするものです。

具体的にお伺いしてまいります。

野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会では、近隣に比較的設備の整った大きな病院が存在し、市内の診療所も数多い本市の医療環境の中、市が大きな負担をしてまで市内に病院を必要とするかどうかは慎重に判断すべきとの観点から、野洲病院が閉鎖となった場合の影響、さらには市民が病気になった際の対処など、具体的なシミュレーションを行い、検討されて、市内に必要との結論に至っています。

そこでまず、議論の前提となる根本を確認いたします。野洲市内に病院が存在しない状況ではどのような問題、リスクが生じ、市民生活に影響が出ると考えられるかお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷克己議員の市民病院に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の病院が存在しなければどのような問題が生じる、影響が生じるかということですが、今もご指摘いただきました野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討会、これは2011年、今から8年余り前です。もともと野洲病院から2010ですけど出てきたのは2011に出てきたんですが、構想というのが出てきました。それは、現野洲病院では治療ができない、耐震化ができてない、設備が古い、かつ野洲市から多大な支援を受けている、かつ昔からの借金は返せてない、新しい土地に新しい病院を整備し

て、医療機器も整えてもらったら市民の医療は守れるし、当時1億数千万、この補助金ももう少し減らせます、借金も返せますというのが2010というものでした。病院つくりたいとかつくりたくないという以前の話で、その提案が出てきたので、今ご指摘のあり方検討委員会を設置して、その提案をまず吟味をいただいたわけです。当初から県内では最先端の議論をしていただこうということで、当時の滋賀医大の学長、そして京都大学の教授等、そして医師会の会長さん、そして住民代表として自治連合会の代表、そしてあと多分老人クラブですとかPTAでしたかね、要するに高齢者、子どもたちといった代表で議論いただきました。その結果は、今も少し触れていただきましたけれども、病院がなくては困ると。ただ、2010構想は受け入れられない。多大な貸し付けをしているのに、また新しく同じ医療法人の要望に応じて病院を提供しても保証がない。だから、その構想は採択できないけれども、採択しなかったらすぐに市内から病院がなくなるということでしたので、市で何とかしてほしいということになりました。そのときのなくなったら困るといのが今のお答えになりますけれども、まずは5万余りの市民の入院先がなくなるといことことです。もともと旧の野洲病院も山田先生が市内に入院できる病院がないということから開業医さんに声をかけて、最終的には自分でかなり貢献をなさったんですけれども、病床のある病院が初めてできたわけですから、全く同じ危機感で、病床がある病院がなくなったら5万の市民の医療が守れないというのが1つ大きな理由です。

それと、これは中核医療ですから、開業医さんにとっては後方支援ということで、骨折されて治療する。でも手術まではなかなか開業医さんのところではできませんし、ましてや入院もできないということで、開業医さんで対応できない医療を受け持つというののもう一つです。

それと、脳とかがんは今拠点病院制ですけども、そういった病院というのは治療、手術したら、場合によったら1週間以内で退院をして、療養するとかリハビリするということになりますけども、それが受け入れられるところが市内でなければ市外で療養すると。療養の場合は手術、治療よりは長期間かかります。1カ月、2カ月。そうすると、身近なところで通院できたり、あるいは入院することが患者さん本人にとってもプラスですし、家族、お見舞いの方にとっても市内にその便宜が必要だというのが2点目のなくなった場合の問題点。

もう一つ、当初から医師会、今の2点目で医師会は絶大な必要性を訴えておられたんですけれども、もう一点医師会が言っておられたのが、野洲市、安全なまちではありますけ

ども、野洲川、日野川という危険な、危険といえますか大きな川に挟まれているわけですし、近年の自然災害からすると両河川が破堤したりした場合、野洲は全く孤立をします。守山から瀬田川までの間は大きな川で仕切られていません。草津川がありますけれども、野洲川と比べると随分違います。日野川も今県内で一番危険度が高い川ですから、日野川と野洲川の間で孤立するということです。現に、今皆さん方が当選された今からいくと3年近く前になりますけれども、あの投票日の当日のすごい台風、野洲の橋でトラックが横転して通行どめになっていました。朝まで。もうそれほどのリスクがあるわけですから、やはり市内に入院ができたり、総合治療ができる病院が必要だと。大きく言いますと今申し上げたこの3つの点で、市内に病床のある、かつ総合的な中核医療がなければ困るのが当初からの明確な論点、そしてから医師会、あるいは医療関係者、そして市民からの訴えであったということでもあります。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 詳しく市内に病院が必要というご説明をいただきました。私もいろいろとこの資料等当たりながら、あるいは野洲の野洲市立病院の現状等拝見しながら、改めてこれらを痛感しているところでございます。

続けてまいります。

求められる病院の役割、機能についてお伺いをいたします。

今一部市長の答弁にもあったところもございしますが、改めて伺います。持つべき機能と持たざる機能の明確化、これは2月に訪問いたしました神奈川県三浦市立病院が深刻な低迷からV字回復を遂げられた改革の一丁目一番地であり、最大のポイントです。当初この持つべき、持たざるの機能は診療科を示していると私自身は認識いたしました。そして、野洲では検討委員会などで十分審議、検討されたと考えておりましたが、先ほど申し上げたとおり、現在の野洲市立病院の状況をつぶさに見ておこうと視察させていただき、さまざま感じることもありましたが、野洲市立病院の役割は何かということや機能について、しっかりとしたコンセプトを全職員が共有すること、これがつまり持つべき機能、持たざる機能の明確化であると認識を新たにいたしました。そして、このことが極めて重要であると考えてございます。

そこで、市立病院を運営する市として、市立病院、そして将来開設される野洲市民病院の求められる機能、役割についての考えをお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市立病院、あるいは市民病院の位置づけですが、先ほども触れましたように中核医療ですから、がんとか脳とかといった先端、高度先進医療については大学の病院ですとか、あるいは近隣ですと済生会といったところで対応いただきますが、その後の療養の受け皿ということですし、一方では開業医さんでは対応できないものを受け持つと、骨折ですとか一定の手術等はこの病院でやるというちょうど中間の役割を担う重要な位置づけです。

それともう一つは、子どもたち、高齢者等にとっては何かけがとか何かあったとしても複合性がありますから、開業医さんだけでは対応できないといったときに、総合的な診療科のある病院にまず行った方が早いということでその役割を担っています。

それと、さっき申し上げた高度急性期の病院の場合は、開業医さん、あるいは中核医療からの紹介がないと診療してくれませんし、場合によっては高度な費用がとられますが、今この病院の場合は開業医さんよりは総合的でレベルが高いといえますか、医療のレベルは高いんですが、紹介状なしで市民の方が気軽に診察に行けるというこういった位置づけ、役割を持っている病院です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 1問目、そして今の2つ目の質問の答弁により、かなりこの病院像が明らかになってきたというふうに考えておりますし、またその野洲病院が非常に大きな期待をされているという部分もこの答弁からもうかがえるというふうに考えております。

3つ目の質問にまいります。

救急医療について伺います。

先ほど伺った求められる役割、機能の中に、救急医療も当然入っており、この野洲市立病院の役割としての救急医療であるべきと考えております。具体的に示しますと、先般文教福祉常任委員会で視察をさせていただいた大阪労災病院でも救急医療について大変力を入れておられ、救急の患者さんに対応すると同時に、医師養成を両立する取り組みをされており、その取り組みや体制は大変目を見張るものがありました。

一方で、高度急性医療を担わない野洲市立病院の救急医療は、自ずと役割が異なるものであり、これを明確に共有することが重要と考えます。野洲市立病院における救急医療の役割について伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 救急医療につきましては、1次、2次、3次という区分けがされています。一番初期の段階では1次、これ開業医さんでもいけますし、この市立病院でも対応はいたします。ただ、例えば重大な交通事故等、あるいは火災等で明らかに高度な医療が要る場合は、先ほど申し上げた高度先進医療機関に行くわけですが、その間の位置づけの2次救急をこの病院で受け持つと、1次と2次がこの病院で受け持つということです。

ご承知いただいていると思うんですけども、2次救急については消防と連携していただいて、湖南4市、2次の病院の輪番制をとっております。かつては野洲病院もその役割を担っていたんですけども、民間病院の段階から医師が減った、あるいは体制の問題もあって、十分役割が果たせてない形で引き継ぎました。ですから、今後市外の病院でその役割担っていただいているんですが、市外で担っていただいているというのは幾つか問題があります。役割を果たせてないというのと、もう一つは本来市内で治療を望んでおられる市民の患者さんにサービスが提供できていないという、いわゆる不便をおかけしているということもあるので、2次救急も体制、医師の確保、そしてもう一つはやはり病院を2カ月近く運営してきてわかったのは、医師の意欲とか、これは個人が悪いというんじゃないんですが、旧の民間病院のときにそのあたりのモラルの低下等々もありますので、そこもきちっと高めていって、少なくとも湖南4市の中の輪番制の2次救急を十分受け持てるようにしていきたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今市長からこの輪番制の中での2次救急に対する役割が果たせていない現状もご答弁いただきました。

一方で、この市立病院というような位置づけを考えますと、やはりこれは市長自身も答弁でおっしゃっておりますが、必ずという言葉が適切かどうかはありますが、基本的にやはり受け入れなければならないのではないかというふうに思いますが、この辺のちょっと見解をもう一度お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご指摘のとおりです。市民の病院、市民が実際運営している病院ですから、市民のニーズ、さっきの1次、2次、3次という、3次は受け入れられませんけども、最大限受け入れないとだめですが、これまで民間病院ではそこが余り対応されてなかったもので、本来だったら受け入れられる患者さんも他の病院へ回っていただいていた実態があります。ここ7月から運営しても、まだ若干その体質が残ってしまっていて、今統計

をとってしまして、本来受け入れるべき患者さんを受け入れたか受け入れてないか、受け入れてない場合どういうことで受け入れてないのか、単にドクターが前向きじゃなかったからなのか、そのときに別の手術をしていたからとか合理的な理由があるかということで、そこは十分高めていくと共に、まだ常勤医の体制が十分じゃないですから、そこも改善して行って、市民の問題は2次で受け入れるべきものは全て受け入れられるというふうに、できるだけ早くもっていきたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 市民が運営している病院というお言葉もございました。ぜひとも体制を一刻も早くおとりになることをお願いしたいと思います。

次に病床数についてお伺いをいたします。病床数については、一部に減らせば建設費が浮かせるなどの意見が存在しますが、国の方針や地域医療における需要の変化などを見据え、検討して決定されるべきものであると考えております。病床数についての考え方を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病床数のお尋ねですけども、病床数はそれぞれ都道府県の地域医療構想、滋賀県の場合ですと滋賀県地域医療構想で医療機能分化をして病床が定められています。

今までの野洲病院は、表向きは199床全てが急性期になっていますが、実際はその機能は果たせていませんが、199床が全て急性期ということだったんですが、新しい病院ではその機能分化をしまして、特にこれから必要となっています回復期の病床を重点に置いて、一般急性期病床を減らして地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床といった今申し上げた回復期の病床を増やすと。実際急性期100、そして回復期系を99といたしますか、半分ずつにするという方針で臨んでおります。国の方も急性期は減らしていこうということですから、この考え方というのは半減するというので今の国の方向にも合っていますし、県の地域医療構想にも合致しているという形で今進めております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 個人的な経験に基づきますと、先ほど市長がおっしゃいましたその高度急性期病院から回復期の病院へという転院を余儀なくされたこともございましたし、またリハビリをしっかりと、野洲病院でしていただくことで母が歩けるようになったと

いうふうなことを大変喜んでおられた近所の方もいらっしゃいました。こうした回復期、急性期の使い分けと申しますか、機能をしっかりと持ち合わせて病院の役割を果たせていただければと考えております。

次に、病院の立地についてお伺いをいたします。

最も賛否の分かれているのが立地に関するところでございます。市の整備計画に対する案として示されている野洲病院活用案について、改めて現実性があるのか明らかにしたいと考えます。

現在の野洲病院、現在は市立病院の建物敷地を活用することで、大幅にコストダウンできると今でもおっしゃる方がいらっしゃいます。この案に対しても既に専門家により検討判断されていると認識をしておりますが、その判断と根拠をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今のご質問ですが、旧の野洲病院、今市立病院にした施設を使っていけるのではないかという意見はありますが、当初から老朽化している、耐震基準を満たしていない病院では無理だという判断が検討会で出されています。具体的に申し上げますと、今の病院施設の一番重要な機能が入っている手術室とか集中治療室、これは昭和50年代初期の建物で、耐震基準を満たしていません。今市内の公立学校全て耐震対策いたしました。IS値で見ますと0.3とか0.4、これは全然問題外で、少なくとも0.7とか0.8まで持っていけないといけないわけで、耐震基準を満たしていますが、野洲市立病院、今の古い建物では特に重要なところのIS値が0.4前後という厳しい状況です。それを耐震補強できるかというのと、その後には周りに新しい病棟を建てていますから、手をつけられないという状態ですし、手術室等の広さ、廊下も今の医療基準を満たしていませんので、耐震対策もできないし広げることもできない。誰が見ても明らかな話です。それでは、敷地内に病棟が建てられるかといったら、その場所も全くありません。ということから、あり方の次の可能性の検討ですね、あり方の検討では野洲病院の案は受け入れられないけれども病院がなくなるので市が何とかと。市が何とかと言われても、当時から私市長でしたけども、こんな病院づくりたかったわけではないんです。市で何とかと言われても何とかなるのかならないのか、そこの議論を可能性検討でしていただいたわけですけども、あそこで建て替えとか耐震補強とかといったことは無理だということがそこで出ておりますから、申し上げたようにあそこで建て増しとか改築とか耐震補強というのは明らかに無理です。

先般も滋賀医科大学の教授が一回病院見たいとおっしゃったので、私もある程度見ていたんですけど、手術室とかなかなか入れませんので、初めて全ての手術室、あるいは集中治療室、あと医療器具を洗浄して戻す、全て見てきたんですが、全く迷路ですし、段差がありますし、ベッドがなかなか通らない。おまけに手術室のドアがあかないんですね。普通足でぱっと触ったらドアが自動であくんですけども、あそこは手術室3つあるんですけども、一番古いところはドアがあかないので手であけないとだめだと。それ直せるかといったらもう直せないわけですし、こういった状態のものを、今言ったように使うということとはあり得ないというのはもう専門家でもそうですし、私たち素人が見ても明らかなことなので、今のご質問のあの施設を使って医療行為をするということはこれはあり得ないという客観的な判断は明らかだと思います。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 先ほど申し上げましたように、私も自分自身の目でこの野洲病院拝見いたしましたけれども、ご答弁と同様に感じた次第でございます。

次の質問に移ります。

病院の立地、駅前への優位性についてお伺いをいたします。

立地については、郊外と駅前双方を客観的に比較検討され、その結果として駅前案を採用されたと認識をしております。一方で、市民の間にも郊外なら広く安価な土地がいっぱいあり、ゆったりした病院整備が可能といった根強い意見がありますが、なぜ郊外案がとられなかったのか、その理由、そして駅前の優位性について伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問ありがとうございます。これも可能性検討、あるいは基本構想のところで市民とか専門家からご議論いただいたように、一般的に病院何か郊外の広い敷地にゆったりと駐車場とってというイメージなんですけど、それは車を前提にしていますから、車を使えない、自家用車が使えない方には不便ですし、また公共交通をそこへ持っていこうとしたら別途費用がかかります。ということで、郊外というのは土地代は安いかわからないし、ゆったり感みたいなのはあるかわかりませんが、実際は患者さんが自ら移動手段を確保するとか、そのための費用をみるということで、市の方には負担は少ないかわかりませんが、病院側には少ないかわかりませんが、患者さんがその分を持たれるということで、いわゆる総費用は変わらないか、逆に駅前の方が安いという判断ができると思います。

それともう一つは、お医者さん、あるいは看護師さん、医療従事者の全てとは言いませんけど、大半は市外からの通勤になります。電車の確実な通勤の方がいいということで考えると、駅に近いというのは働く人にとっても便利です。

それと、患者さんにとっても今あるコミュニティバス、今年2路線増やしましたが、その資源が使えるということですし、今後もコミュニティバスの増設は望んでおられますので、駅前と結ぶ本数を増やしていけば駅へのアクセスもいいし、病院へのアクセスもいいということですから、郊外の問題点、土地は安い、ゆったり感はありますけれども、それだけのことであって、通院、お見舞い、家族のケアにとっては全て不便ということですし、もう一つは、どこの郊外をとるかによっては近隣の病院と競合するといえますか、それだったらもう必要ないという議論が出てきますので、そういったことを考えると郊外はあり得なくてまちなか、駅に近いところの方が患者さんの便宜、医療関係者の便宜ということで優位性が高いという判断が出たわけでありまして。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 私もこの累次にわたる検討委員会等の報告書等を拝見いたしまして、この駅前案をとられたというのが合理的な判断というふうに考えているところでございます。

続いて、病院整備に関する市民の最大の関心、これは経営が成り立つかどうかでございます。野洲市新病院整備可能性検討委員会では、野洲地域における医療課題と今後の展望をテーマに病院の必要性を再確認し、あるいは病院像を具体化しつつ、持続可能な病院経営が成立するかどうかを検証され、必要条件を列記した上で持続可能性があると結論づけています。この条件の主なものと、それを満たして経営を成り立たせる市としての決意を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 決意といいますか、客観的に経営が成り立つのかどうかという判断が大事だと思います。5万1,000人の市民の方がおられて、あと近隣のまち、具体的にいえば竜王町、あるいは湖南市の方も利用をされるということからすると、5万プラス数万の方の病院ということですから、これはニーズを十分存在するということですし、もう一つは旧の民間病院のときも一定のこの構想が動き出す前ですけども、十分成り立っていたわけですが、ただ、さまざまな要因があって問題が出てきた段階から借金を重ねる、過大な設備投資をする、そしてあえて言えば行政関与が入って自立性がなくなったという

こと、実際院長人事なんかも口出しをしていたようでありますし、滋賀医大との関係も切ってしまったとか、そういったことがあったから厳しかったわけですが、199床、この人口でシミュレーションしましたら十分成り立つということですので、決意というよりは科学的にといいますか、客観的な情報を踏まえたシミュレーションでこの病院は成り立つというふうに考えています。

ただ、診療報酬の改定とか薬価とか変わりますし、診療科目についても時代の変遷、あるいは技術の進展で変わってきますので、できるだけ最新の情報に基づいて的確な運営をするのと、あとやはり働く人たちの意欲、これが一番重要ですし、その人たちの能力の常なる更新といいますか、高めると、こういった全ての面にわたってきちっとやった場合は十分経営は成り立つというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 市民の多くの方がこの非常に多額のコストをかけて病院を整備するということに対して、成り立つかどうかというのを不安に思われていらっしゃることもまた事実でございますので、今客観的にご説明をいただきましたけれども、この経営の成立というふうなところに向けても直接担当される方はもちろん、市長としても最大の関心を持って当たっていただきたいというふうに思います。

次に、先ほどの市長の答弁の中にもモラルという言葉や意欲という言葉が出てまいりました。これらについて2、3お聞きをいたします。

行政と医療を担う上で重要なモラルについてお聞きいたします。

一般論として、職員に対し何らかの勧誘を行うような行為は是認されるのでしょうか。特に、行政をチェックする立場にある我々議員による勧誘というようなことは厳に慎まれるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとご質問の趣旨がわかりかねるんですけど、議員のおっしゃったので、結構最近議員の方、視察も含めて市立病院に訪問いただいているらしいんですけども、この間も全協か何かで私申し上げたと思うんですけども、ある議員が院内で大きな声を張り上げておられて職員が制止したということもありますので、その調査とかそれはいいんですけども、何か別の狙いで病院に訪問いただくというのは好ましくないのではないかなど。なぜ大きな声張り上げておられたのか私聞いてないんですけども、大きな声張り上げる必要は私ないと思いますから、そういった行動は慎んでいただくべきであ

るというふうに考えます。

(発言する者あり)

○議長（橋 俊明君） 今是一般質問の途中です。意見を挟まないように。

東郷議員。

○1番（東郷克己君） 我々もチェックする立場であるということから視察等は重要と認識しておりますが、当然そこにはモラルも存在すると思いますし、また同時に病院というものを運営する上での職員の方々のモラルも重要と考えておりますので、ぜひそこも合わせてご留意いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

続いて、職員の意識、意欲についてお伺いをいたします。

先に紹介した三浦市立病院で最も強く感じましたのは、同病院の意識、意欲の高さでございました。今後野洲市立病院、そして新病院整備後の野洲市民病院が安定して医療を提供し続けるためには、こうした面が最も重要と考えます。決意をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご指摘のように、意欲、そしてモラルじゃなくモラル、士気です、これ本当に大事です。ただ、あわせてやはり技術力も大事ですし、誠実さといったことも大事です。

民間病院から引き継いで、私も最低週1回の会議には出ていますし、できるだけ病院の実情を自ら体験するようにしているんですが、士気の部分についてはまだ十分ではない。これは職員さんが悪いというよりは、やはり旧の病院の状況がかなり厳しかった。想定していた以上に厳しかったゆえに、いわゆる旧弊といいますか、昔の習慣が残っていて、できるだけ困難は避けたい、市民、患者さんの方へ向くよりは内向きになっているところがあるので、そこをいかに高めていくのかということが大事だと思っています。

従前から申し上げているように、看護師さんの資質は結構高いと言われてはいますし、私も実感はしていますけども、それ以外のところでなかなか全体の力が、本来の力が発揮できていないので、そこをどうするのかということだと思っています。

最近、病院の判断でもう一段細かいところの指導ができるコンサルタントを入れようということを入れてくれていますので、いろんな情報を持ったり実体験をしているそういった専門の機関も活用すると共に、院長以下意識を改めてもらって、今おっしゃったような治療行為、診療行為ができるように改善をしていきたいと思っています。

今月の特別委員会で、2カ月分の成績といいますか、状況をご報告しますが、稼働

率余りよくなっていません。もともと稼働率低かったですし、患者数もそんなに増えていません。先般の院内の会議でも私もショックな話を申し上げたんですが、この間の評価委員会で申しあげましたけども、市民の方に出会ったら、包帯しておられるので、何だったんですかと言ったら、散歩して骨折したと。市内の開業医さんに行ったら、これは自分のところでだめだから手術せんとだめだと言われて、紹介されたのが隣のまちの病院、なぜ隣のまちの病院ですかと言ったら、いや、そちらの方がいいお医者さんがいると言われたので、それは患者さんにとっては的確ですし、正直なお医者さんなんですけども、単純な骨折に信頼されないという病院ではだめですので、そのあたり真摯にきちっとやはり評価をして、そうならないような、あるいはそれを信頼を確保できるような病院に変えていかないといけないと思っております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） この意欲等、今申し上げたことは非常に重要であると共に、技術も含めてですけれども、一朝一夕に向上する、高まるものではないというふうに考えております。

三浦市立病院においても、かなりご努力をされた結果として、今はあらゆる職員がある部分では一致団結して、そしてそれぞれの職責を担っているということでございましたので、ぜひそうしたレベルに向けて野洲市立病院でも取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、冒頭に言及した訴訟や住民監査請求は法に基づく権利の行使ではございますが、専門家や市民による議論を重ね、さらに議会の承認など正当な手続を経て進めている事業の実施に対して大きな負担となるなど、さまざまな影響を与えており、市民の不安も大きくなっております。市はこれらに対し、何らかの対応をすべきときに来ているのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市民病院、それを前提にして今市立病院ですけども、この事業、8年間、本当に公開で市民参加、そして専門家の協力も得ながら進めてきましたし、ご指摘のように全て議会の議決を、審議と議決を経ていきますので、十分な正当性、合理性、必要性があると感じていますが、残念ながら監査請求、裁判、そしてまた監査請求が出てきております。十分説明責任は果たしていきますし、もう一つは、市立病院として開設の許可と申しますか、公的な認定もされていますし、もう一つはコンパクトシティの制度で

国土交通省からこれ順番にはいただいていますから、最終的に10億5,000万いただけるということで、これも交付金の認定をもらっているということであれば、医療関係、そしてまちづくりという点からも認めてもらっているというふうに思っています。近々大きな工事を発注するというので、今受注が厳しい中で、それなりの魅力ある事業ではあるんですが、裁判、監査請求抱えていると、受注者にとっては心配があるということで、もう一段の説明責任果たせる仕組みが要るかなというふうに思っていたんですが、できるだけいろんな方のご意見を聞くということで、県内外の複数の弁護士、あるいは報道関係者と議論いたしました。今までこの病院のこと知らない方とも議論したんですが、ここまで市民参加でオープンで手続踏んでいたら、あえて必要ではないというご意見の方が多数でして、それよりは病院の実情、さっき言った老朽化の状態とか、そのあたりを見てもらった方が説得力があるのではないかと。病院の評価委員会もありますし、屋上屋を重ねることになるので、むしろ別の手だてがいいのではないかとこのを最近助言いただきましたので、ある時期には、先般の全協でもそういったものを立ち上げる場合は追加の補正予算をお願いしますと言っていたんですが、どこかの場で公表と思ったんですが、ちょうどこれご質問いただきましたので、庁内では今もう設けないで別の手だてと。その議論の中で、市民の方、一気にたくさんというのは無理ですけども、医療行為に支障のない形で病院を見ていただけるような見学といいますか、そういったようなことを重ねることによって市民の方の、あるいは反対している方も含めて見ていただいて、実感していただけるような取り組みを着実に進める方がいいのではないかなというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 何度か申し上げますとおり、私自身も市立病院改めて見学、視察させていただきました。先ほどおっしゃいましたような継ぎはぎでありますとか建物の老朽化等々、非常に目につくものがありました。また、その中で熱心に患者さんと向き合い医療にあたっておられる職員の方々、あるいはたくさんの方が、患者さんがそこに通り、治療に努めておられる姿を拝見いたしますと、本当にこの医療を、冒頭目的として申し上げました野洲の医療を守らないといけないというのが何よりも原点であり、最大の目的であると痛感した次第でございます。いろいろ10項目にわたってお聞きをいたしましたけれども、ぜひともそれぞれに対して全力で取り組んでいただけるということを希望しまして、次の質問に移ります。

大きな質問2つ目にまいります。次代を担う世代を育む教育の充実について伺います。

次代を担う世代がそれぞれの個性を生かして活躍できるように教育することは、我々大人の責任です。しかし、1つの指標として全国学力調査を見ると、滋賀県及び本市の成績はおおむね全国平均を下回る状態が続いていると言えると思います。数字に一喜一憂し、順位のみを云々するわけではございませんが、こうした結果は真摯に受けとめ、本市の課題は何かを謙虚にしっかりと分析し、対策を検討、実施していくことは重要であると考えます。

そこで、幾つか伺います。

学齢期の教育における課題には、学校教育における課題と家庭教育における課題があると考えます。それぞれ本市の課題として認識されているものをお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷克己議員の次代を担う世代を育む教育の充実についてのご質問にお答えします。

1点目の学校教育と家庭教育の課題について、まずお答えをいたします。

学校教育の面では、本市では不登校が大きな課題となっています。昨年度の不登校の割合は、小学校の全県・全国大体同じなんですけども、がおおよそ0.5%に対しまして、本市は1.41%でした。また、中学校は全県・全国の約3%に対して本市は4.36%となっています。このように、小中学校とも、全県・全国を上回る不登校率となっています。こういう課題が大きい1つと挙げられます。

学校教育のもう一つの課題としましては、人間関係づくりが挙げられます。各学校とも、今の児童生徒に合った集団づくりやコミュニケーション力の育成が課題であると考えています。

一方、家庭教育の面では、少子化の中での保護者の過保護や虐待などに見られるような教育力の低下、あるいは保護者の孤立化などに見られるように、それを支える地域の教育力にも課題があると捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今不登校が大きな課題であるとのこと説明をいただきました。実は、私もこの不登校の数字の高さには非常に憂慮しているものでございますけれども、この不登校の要因はどのようなものがあると認識されているかお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この件に関しましては、要因はさまざまございます。いろんな形であるんですが、結構その原因がわからないというふうな、簡単にいいますとそれが一番かなというふうに思っています。それをよく診断というか、起立性調節障害というふうな形で言われる場合が結構あります。体は元気なんですけど、朝になるとおなかが痛い、夕方になるともう元気になってくる。また次の日も同じことの繰り返しとか、こういう形での不登校がパーセンテージでいいますとちょっと数字は今把握してないんですけども、一番多いのが本市の状況でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 私が東京のあるセミナーに行きました際の講師の方が、これまたたまなんですけれども、不登校支援をされているNPOの代表の方でございました。その先生によりますと、100人の不登校児童がいれば100の事情、あるいは原因があり、支援も100通りであるべきだけれども、なかなかその個別の対応ができていない状況があると非常に危惧をされておりました。特にその先生がおっしゃるには、今は十把一からげに不登校の子ども、あるいは不登校の子どもを抱えるご家庭に対して、何と申しますか受容してあげなさい、受けとめてあげなさいという指導、支援がほとんどであるというふうなことを憂慮されておりました。その指導がふさわしい子もいれば、そうでない子もいるというふうな中で、今教育長もご答弁いただきましたけれども、ほとんどこの起立性調節障害でしょうか、というふうな呼び名で呼ばれるそうでもありますけど、やはりこうした指導、支援する際には微に入り細に入るというとなかなか人的な資源も要るかもしれませんが、しかしこの大きな課題である以上、細やかに対応する必要があるのかと考えますが、ご見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申し上げた数字は、不登校といえますのは文科省が年間30日以上欠席した児童生徒のことを言っていますので、ただ、そこに至らない子どもたちも結構おります。ですから、学校では教室に入れない子を保健室で対応する、あるいは別室ですね、学校の小さな部屋が幾つかあるんですけども、そこに集めて、そこで支援員さんなり、あるいはあいている先生が勉強を見たり相談に乗ったりというふうな形をとったりしています。それから、家にいても、その対応が必ずしも担任が毎回訪問するわけにはいきませんので、そこを何とか学校教育課で今ちょっと検討しているんですけども、そういうシステムができたかなというふうに思っています。

それから、全国的にはほとんどやられていないんですけども、訪問指導みたいなのがあれば、もう少し学校に向かわせることができるのかなというふうに思っていますし、先ほど申しました家庭の教育力といたしますか、おうちの押し出しという部分も必要な子どもの中にはいてると思いますので、親御さんの支援という形でも何らか考えられたらなというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 次の質問に移ります。

学力調査などにあらわれた本市の教育における課題は何か、さらにその課題解決に向けた鍵となるものは何であると分析されているか伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 毎年行われております全国学力・学習状況調査では、本市の児童生徒は、まず本県ですけども、滋賀県は全国でいいますと非常に低いランキングというか、そういうところに入っております。そんな中で、小学生につきましては、本市は全国並みのある程度の力を持っております。中学生は、残念ですが余りそこまでいってなくて、全県より少し上ぐらいというふうな状況なんですけども、本市の児童生徒の特徴としましては、基礎的な知識や技能についての正答率は非常に高いんです。ところが、文章を読み取ったり自分の考えをまとめて伝えること、こういう部分には非常に課題がありまして、授業でもそういう読み取る力とかいうのに力を入れているんですけども、なかなか改善が見られないというところでございます。

また、ここ数年の調査結果を見ますと、本市の児童生徒はゲームとかインターネット、こういうのをしている割合が全国平均よりも大体7ポイントから8ポイントぐらい高いんですね。そういう意味では、家庭での過ごし方という部分にも課題となっています。

こうした課題の克服のポイントは2つあると考えています。1つは読書です。読書はあらゆる学習の基盤となるもので、大変大切であるというふうに思っています。文章を読み取る力を育む、そういうだけではなしに、物事を見る視野を広げたり考えを深めたり、こういうことにも大変大きく影響するものだと考えています。

また、本市でも成績上位の子どもたちにつきましては全国平均並みにたくさん読書をしていますが、真ん中ぐらいから下の子どもたちですね、ここの読書離れが非常に大きいということで、各学校でいろいろ工夫をしていただいているんですが、まだまだそこが追いつ

つかないというふうな部分があります。この改善が大きなポイントかなというふうに捉えています。

2つ目は、いろんな体験活動を通して学びを深めることかなというふうに思っています。知識をただ丸暗記するのではなしに、児童生徒が授業などを通じて話し合い活動やそれからいろんな体験をする中で学びを深めていく、そこでお互いに議論を戦わせていく、そうやって自分の考えをさらに深めるという、こういう学習が大切だということで、今小学校、中学校ともこういう学習に力を入れるように指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 教育について毎回のようにお聞きをしているところでございますが、何度かこの最後にご紹介いただいた学び合うような、いわゆるアクティブラーニングの形式のことをお聞きし、またそこにも大きな期待を寄せているところでございますが、一方で先ほど本市の教育における課題というところで上げていただいた文章を読み取る力や、考えをまとめて言葉に変える力に課題があるというふうなことをお聞きいたしました。このいわゆるアクティブラーニング、教え合ったり学び合ったりということには、当然ながらこの文章を読み取るですとか、あるいはそれ以上に考えをまとめて伝えるというところは非常に重要になるかと思えます。こうしたことを取り組みながら、この力を向上させていくという部分もあるかと思えますが、やはり、社会人になって大きく問われるのは、こういうコミュニケーション能力というのは非常に重要な部分かと思えます。ここの部分についての向上に向けたお考えとかあればお聞きしたいと思えます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今ほどアクティブラーニングというふうにお話ありましたが、対話的で深い学びというふうな日本語訳があるんですけども、子どもたちに話し合い活動をさせて、自分の意見を出して交流する中で深めていくということです。具体的には、例えば小学校でよくやっていますのが2人タイムといいます。まず、最初は自分で考えます。考えた後、隣の子と自分の意見を出し合って話し合いをします。そこで深めていくということが1つあります。それから次はグループですね、その前後というか大体4、5人で班をつくりますので、そのグループの中で論議をするというそういうことをやっています。最後の段階で全員の中でそのまとめた意見とか、あるいは気になったこととかをその班の中から次は発表、全体に発表して行って、そこでまた論議を深めていくという、こういう

ようなのを特に小学校は結構取り入れていただいているんです。ただ、その成果としてはまだまだなかなか出てこないんですけども、こういう部分があります。中学校につきましても、学校によってはもともとグループで座るというふうな形で授業をされている学校というのか学年もあります。ちょっとそれは学校によってばらばらなんですけど、一斉に前向いて座っているんですけども、その時間中に、はい、じゃあ今から班で話し合いしましょうとか、こういうふうなのを授業の中に1時間に1回は取り入れましょうということでそういう方向を出しているんですけども、なかなか全ての時間にそういう話し合いができるというわけではありませんので、そこが中学校の1つの課題かなというふうに思っています。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 次の質問です。

最近顕著に見られる園児、児童生徒の傾向や特徴についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 最近顕著に見られる園児、児童生徒の傾向についてでございますが、まず、園児につきましてはいいますと、身の回りのいろいろなことに興味、関心を持って、自分のしたいことを見つけて、自分なりに考えたり試したりして遊ぶというそういう姿は大変よく見られます。また、周りの友達の様子に気がついて声かけたり助け合ったりとか、こういう姿も見られて、思いやりの気持ちも結構育っているのかなというふうに思っています。

ただ、課題としましては、基本的な生活習慣がなかなか身につけにくいとか、それからもう一つ言えるのは体力の低下です。長い距離を歩いたりとかいうことですね、この体力というのは姿勢保持、体幹というこのしっかり座るということにもつながってくるんですけど、このことから学力、学習に向かうその学ぶ力につながっていく、そういう意味での体力というのは非常に大きな課題かなというふうに思っています。

先ほど言いました、やはり幼少期から言葉で自分の思いを相手に伝えるということがだんだん、やっぱりこれ少子化の中でかなというふうに思うんですが、少なくなっているという、ここら辺が課題かなというふうに思っています。

その次、児童生徒につきましては、先ほどの学力・学習調査、これ生活面の調査もあります。そこから見ますと、自分にはよいところがあるとか、あるいは人の役に立つ人間になりたい、それから地域の行事に参加しているなどと答えた児童生徒の割合がここは非常に高いんです。特に地域行事につきましては、全国平均よりも20ポイントぐらい高いと

いう非常に大きな特徴があります。

そういう意味での本市の児童生徒の傾向なんですけども、一方で先ほど申しました自分の考えを文章で書いたり、自分の考えを相手にしっかりと伝えるとか、こういう部分で苦手意識が高くて、中学生ぐらいになりますと、そういう問題については結構書かないという無答率というんですけども、そういう割合が高いという課題がございます。粘り強く取り組むことにそれは課題があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） この夏に園長先生のお話を聞く機会といたしますか、ちょっとお目にかかって聞く機会がありました。その中で、課題として気がつくところをお聞きしたんですけども、おっしゃってきた内容と合致するようなことを今お聞きいたしました。今の園児たちが歩く習慣がなくなりつつある。その中で体力が低下して、ある一定の時間座ってられないというふうなことをおっしゃっておりました。こうしたやはり基礎的な体力というのは何をするにも基礎となりますので、またそれぞれの段階に応じた体力の増進等も図っていただければというふうに考えております。

最後の質問にまいります。

大阪府大東市では、「子育てするなら大都市よりも大東市」の標語を掲げ、全ての教育の出発点である家庭において、保護者が安心して子育て及び教育を行うための支援を実施され、家庭における教育力の向上に取り組んでおられます。これは、滋賀県と同様、学力に課題があった大東市における学力向上を目指した取り組みの中で、家庭教育をサポートする支援体制の構築の必要性が高まり取り組んでおられるもので、先日も全国的にも先進的な同市の取り組みに対し、文科省の担当者が視察されたそうです。確認したところ、複合的な要因があるものの、事業実施以来、毎年学力も向上しているとのことでした。

家庭は学力のみならず、人格形成の基礎となる場でもあり、また我々の居場所でもあります。一方で、核家族化や少子高齢化が進行し、地域のつながりも薄れるなど、家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、家庭はさまざまな問題、虐待等问题が起こる場ともなっています。学力をはじめ、こうしたさまざまな課題に対し、予防的取り組みと言われる家庭の支援こそ重要と考えておりますが、見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の保護者が安心して子育て及び教育を行うための支援な

どの予防的取り組みについての見解についてお答えしたいと思います。

学校、園で子どもの健全な心と体を育むためには、家庭の教育力が基盤となります。そのため、本市でも家庭や地域の教育力を向上させ、学校や園、それと家庭、地域や企業、行政などが連携・協力することが子どもの育ちを大きく進めていくことにつながるというふうに考えております。ここの部分につきましては、本市も大東市の取り組みを学びながら何らかの方策を考えられたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） まさに家庭や地域との連携が重要と考えるところでございます。

1つ目の質問のときに、学校の課題として不登校の問題を上げていただきました。学校の課題であることも事実だと思いますが、家庭にも課題といいますか、要因とかいうものは存在するのではないかというふうに思っております。当然ながら子どもが育つのは家庭でありますし、学校は学びに行く場であります。学校という場が非常に子どもにとって重要な場であることは論を待たないというふうに考えておりますが、何でもかんでも学校の責任やというのではなく、先ほど教育長おっしゃっていただいた家庭と学校の連携、あるいは地域も含めた連携というのが非常に重要と考えるので、ぜひご留意をいただきたいと思っております。

最後に、少し紹介しておきたいというふうに思います。

つい最近も虐待のニュースがございました。あのようなニュースを見ると、その対応について大きな疑問を感じると共に、最近の親はといった言葉が頭をよぎったりいたします。一方で、我が子やその友達等を見ておりますと、かわいい子どもたちであり、我々世代も子どもたちの世代も何ら変わらないと感じます。これは、人が変わったのではないということかなと思いますが、では何が変わったのかというところで、1つ示された資料があるのでご紹介をしたいというふうに思っております。

いろいろ変わった変わったと言われるんですけども、あるアンケートがございまして、子育て中の親、特にお母さんだと思いますが、アンケートがありまして、子育ての悩みを相談できる人がいるという問いに対して、平成14年のお母さんは73.8%の人がいると答えたのに対して、平成26年度では43.8%に下落した。子どもを預けられる人がいるという問いに対しては、平成14年では57.1%、26年度では27.8%、子どもを叱ってくれる人がいるという問いに対しては46.6%、14年に対して26年では

20%に落ちているというふうな調査がございます。これらは核家族化によって子どものときにより小さな子ども、赤ちゃん等々接したことがない、あるいは少ないという今の子育て世代の方々に対して、この内容というのは非常に厳しい子育て環境にあるというふうに思いますし、また叱ってくれる人がいない等の地域とのつながりの希薄化というのも大きいかと思います。

そして、もう一つはネットでの情報が氾濫している。私の息子もそうなんですけど、何か聞くとそんなんググったらいいやんとか言って、すぐにネットでスマホ等で調べる。そうしますと、簡単なことであればスマホで検索で答えが出てくる便利なんですけども、子育ての情報などというもの、特に何らかの課題が生まれた際に検索しても、全く違った答えが出てくるというのが往々にしてある状況の中で、最悪の場合思い詰め、虐待というところに行っているというふうな調査がございました。

こうしたことから、冒頭申し上げたようなこの家庭を支援する、サポートする、何かを押しつけるのではなく、こうした困っている親御さんたちをサポートしてあげる取り組みというのは子どもにとっても、あるいは親にとっては有効かと思しますので、ぜひ今後ご検討、またお取り組みいただければというふうに思います。これで終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を3時40分とします。

（午後3時26分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第9番、田中陽介議員。

田中議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

それでは質問を始めます。

野洲市の広報、広聴、発信についての質問をいたします。

先月、第2次野洲市総合計画策定にかかる市民意識調査の結果が出ました。これは、滋賀大学と協力して行ったもので、無作為に抽出した4,000人へのアンケートをしたものです。回収率が35.9%ということで、回収率が高くなると言われる市町村の生活に密着した調査からすると少し物足りない数字かなとは思いますが、全体としてはバランスのとれた回答が得られたのではないかと考えております。

私は、今までこの広報、広聴、情報発信すごく大切なものだと思っておりますので、何

回か質問してきました。そのたびに、十分周知されていると、十分であるというような答弁をいただいていたわけでありますけれども、私はやはりちょっとどうなのかなというふうに思っていた面もありまして、周りからの声を聞いても必ずしも十分ではないという声が多くありました。

十分であるという自負を持っておられるというのはすばらしいことなんですけれども、やはりしっかり検証を行って改善をしていく、戦略的にPDCAサイクルというのをしっかり働かせていかないと、やはり形骸化した自己満足なものになりかねないというふうに危惧しております。

もちろん、この広報、広聴は私たち議員の役割でもありますので、私たちもしっかりやっていく必要があるんですけれども、しかし今回調査によって明確な数字という面であらわれてきたことから、今までとは違う認識を持っていただけるのではないかと、これから気持ちを新たに改善に取り組んでいっていただきたいと考えるものであります。

質問に関係するアンケートに基づいて質問いたします。

1番、広報の視点から、今までの私の質問において、市は市民に対して十分周知されていると、問題ないと認識しているというような答弁をしていましたが、アンケートの25番、市民との情報共有の推進（情報提供）の結果を見ますと、情報をスムーズに入手できていると感じている人は46.5%、半数以上はそう感じていないという結果になりました。この結果を見て、市としての認識に変化はあったのか問わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の広報、広聴、発信についてのご質問で、まず総合計画の基礎調査に絡んでのご質問にお答えをします。

それと、私は十分だと言った覚えは全くないと思いますけども。前提が違うんじゃないかと思うんですけど。まだまだ足りないところがあると思っていますし、ホームページも課題はあります。もちろんお金をかければよくなると思いますし、あと広報も私は情報量は多いというふうに思っています。自家製でやっていますから、直営で。職員きちっと情報を集めて、できるだけ見やすい形でお届けするようにと、限られた予算の中でやっていると思いますけども、こういったこと100%とか万全ということはありませんので、市民の方の評価をいただきながら改善をしていかないといけないので、十分だからこれだという話は一切してないと思いますけど。まだまだ足りない足りないと思っていますし、そこでの認識が違うので答えが変わってくると思うんですけども、これも基礎調査ですから、

これをどう評価するかというのはこれから審議会で評価いただくわけなので、今この数値を持って議論をいきなりするというのはどうかなと思います。

ただ、この今ご指摘の中でもわからないとか無回答というのがあって、それを除くと入手できてないというふうに言っておられるのは32.1%ですから、半数以上の方がそうではないと思っておられるわけで、わからないとか無回答をどちらに評価するかということもありますので、スムーズに入手できないと考えておられる方が半数以上という評価もいかがかなと思います。ただ、数値にこだわるよりは、日々改善ですからということです。

先般もとことん野洲で、いつも一番最初私の話、プレゼンテーション入れてくれているんですが、今年は私が提案して工夫をして、ワークショップのやり方にしました。私のプレゼンテーション20分ぐらいにして、あと議論いただいて、また発表いただく形で。その中でも言っておられたんですけども、野洲のホームページあんまり見栄えはしないけども、情報は得やすいというふうに、かなり厳しいご意見の方が言っておられたので、必要な情報へのアクセスはわかりやすいと言っておられましたし、今回のホームページの改定も、いわゆる色があったり華やかさはないけども、できるだけ必要な生活情報を得ていただけるように組み替えてもらったつもりなんですけど、そこは評価されていたので、あんまり一概にも悲観するものでもないかわりに、改善は必要だというふうに考えています。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 日々の改善を続けていくということで、それはごもっともなことだと思います。ただ、やはり行政の発信というのは、やっぱり発信するのは当然野洲市もすごい情報公開しているし、すばらしいと思うんですけども、発信することが目的ではなくて、確実に伝わり、理解や行動に結びつくことが目的であると考えます。ですので、誰にとってもわかりやすくというのも当然のことですし、その方法ですね、どのようにわかりやすく発信するのかということの媒体であったりとか、そういったこともやはり考えていく必要があるのかと思いますが、伝えるということに関してのアプローチ、発信するのではなくて、伝わる。伝えるではなくて伝わるころへのアプローチというのは今までなかなかできてなかったと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） できてなかったという結論は何を根拠に言っておられるのか、今野洲市の市民への情報提供、私は共有化と言っているんですけども、市の意思決定に参画いただけるように、できるだけ政策情報も可能な限りわかりやすく市の広報に掲載してい

るつもりです。多分ここまで政策情報を、わかりやすさとかレイアウトはどうかと思いますけども、いわゆるコンテンツに関していえば、ごまかさないできちっと提供しているまちはそんなに私ないと思います。ただ、あとは専門家のレイアウトとか、いろいろキャッチフレーズとか入れればもう少しよくなると思いますが、一番の主たる情報共有化のメディアは市の広報だと思っています。

あと、まちによってはびわ湖放送を使ったりとかやっていますけども、そこは野洲市でできるだけ節約していますから、番組買ってあげれば、びわ湖放送物すごく喜ぶと思うんですけど、しょっちゅう営業に来ていますから。ただ、それがいいのかどうかということで、私になってからはいわゆる紙面購入も番組枠購入もしていませんし、よそのまちがやっておられる就任の時間も、普通皆さん市長就任、あれは全部市がお金出して新市長に聞くとかいう番組やっていますけども、それもやってない。あれインタビューじゃないんですよ。買っている、枠を買ってやっていますから。だからそこは少ないですけども、井戸端会議ですとか、まちづくりトークとか、呼ばれたらどこへでも出かけていく。夏祭りも呼んでいただいたら、かなりのコミュニケーションで、ここにおられる方の情報も結構入ってきますけども。住んでないのに住んでることになっているとか。本当ですよ、情報入ってくる。そういう中で情報共有は大事だと思っています。

だから、お金をかければかけるほどいいんですけども、今のように課題をきちっと市民の皆さんにお伝えすると共に、子育てとか高齢化とか、そういったことに関してはそれぞれの冊子とか情報手段を通じてやっているのと、もう一つは市長への手紙、かなりの政策情報、最先端の情報が入っていますし、愛読者も結構おられると聞いていますし、もう一つは毎週やっています庁議、部長会議、あそこで最新の課題を私の方から提供して議論に供していますが、あれも広報していますから、結構市外の方で、市民の方もそうですけど、あそこで先に情報を得ているという方もいますので、いろんな手段を通じながら発信というんじゃないしに、まちの情報は皆さんの情報ですということで、市役所に情報がとどまらないようにしているつもりです。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今おっしゃったとおり、そういった部長会議とかにしても、ほとんど議員と変わらないレベルの情報は全て市民の方にもいっていると思いますので、それは本当にすばらしい。ただ、それが知っている方が果たしてどれぐらいおられるかというのはまたちょっと課題なのかな。せっかく公開していても、それをちゃんと見てもらえる

かどうかというのはまた別の問題ですので、そこはもうちょっと興味を持ってもらえるようなしつらえがあってもいいのかなと思います。

次に行きます。

世代の調査において、やはり20代、30代の世代がこの情報に対して満足していないという、満足していないというか低いですね、満足度が低いということがうかがえるわけですけれども、その理由として、市長の見解で結構ですけれども、どのようなものがあるとお考えになられますか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これもこれから審議会で評価いただくので、私がどうのこうのというものではないですけども、いわゆる電子系の媒体は少ない、市のホームページ等スマホで見られるぐらいですから、本当はもうちょっと別のメディアも要ると思うんですけども、今そこまでには資源が投下できていないのと、あと職員の労力も要りますから、そこはもう実際弱いので、そういう評価も出てきているのではないかなと思いますし、情報だけじゃなしに、私、このまちまだまだ楽しさとか、いろんな情報が民間も含めて飛び交ってない、そういうあたりもこの20代、30代の方の評価が低いところで、これはこれからいい方向に持っていったらいいのではないかなと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今現状の認識をお伺いしたわけで、確かに広報は紙媒体ですので、ただ新聞折り込みがやっぱりメインとなっていますので、若い世代、新聞とってない方も多いですし、市では新聞とってないところには直接届けるということもやっているんですけど、その直接届けるということもしっかり周知するということが大事かなと思います。

そして、今おっしゃったように、今人的資源、お金も当然そうなんですけれども、充てられていない部分ですね、もし市民からそういった情報をもっと広めていくような動きとか、そういうことが起こってくれば、当然そういったことも協働の一環として情報発信してくれるようなところであったりとか、そういったことも話があれば当然そういったところも考えていくということなんでしょうか。市独自で必ずしもやらなくても、いろんな市民活動の中とかでもそういったことはあり得るという認識でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） はい、それでいいと思いますが。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

それでは次、3つ目行きます。

今とちょっとかぶるんですけれども、先ほど電子媒体も含めてということでしたので、この3番目の情報発信のあり方、媒体について今後どのような改善というのは、先ほどお答えしていただいたので、これは飛ばしたいと思います。

次に、4番、広聴の観点も今まで私はいろんな検討委員会であったりとか、市民参加のいろんな井戸端会議とか、そういったことにおいて、やはり特定の方がいらっしゃることが多いという印象を持っています。総数としてもやはり少ないなという印象も持っております。

そういったことに関して、市長は前は言っていたと僕は思っているんですけど、皆さんが来られないというのは、おおむねそのことについて満足されているであったり賛成されているから、特に言うことがないんだよというようなこともおっしゃっていたと思うんですけども、これ、高知市の広聴に関する調査によると、市政に対する要望・提案があっても、何もしないというふうに回答した市民の割合というのが約半数ぐらいを占めていると。これが全てとは言いませんが、統計調査としてそういったなかなか思っていないという、関心が少ないというのがやはり課題になっているというところであります。

ですので、より一層この市民と行政が協力してまちづくりしていくには、市民と行政の共に考えるためのその場づくりとか、それを一層ハードルを低くして仕組みをつくっていくということが必要かと思えます。わかりやすく広報すると共に、広聴、対話型の広聴をしっかりと取り組んでいく、それも特定の人じゃなくて、幅広い世代や年代とのものを進めていく必要があると思えますけれども、これは26番の市民との情報共有の推進の広聴という部分なんですけれども、28位の満足度と、これも今これから検証していくということなんですけれども、認識としてその広聴もどういった認識かお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 広聴というのをどういうふうに思っておられるのかですね。一般的には何々モニターとかやっているのが広聴の一番大きい部分ですね。滋賀県だったら県政モニターとかやっていますけれども、市の場合モニター制度を持っていませんから、モニターという制度が本当にいいのかどうか、それよりは市長への手紙、かなり年代層とか話題も多岐にわたっていますし、実際保育園での問題ですとか、さまざまな課題、今だったら余熱利用施設でプール、ジムをクリーンセンターのところへ持っていくということに関

していろいろご意見もいただいていますし、そのご意見をいただきながら、教育委員会と私かなり議論して、政策決定なり方針やっています。これなんか、かなり市民参加の政策策定プロセスではないかなと思っていますし、道路の問題、あるいは川の問題もご意見いただいているので、根幹に関わる政策議論があれを通してできているのではないかなと思いますが、そのあたりの評価はどう思っておられるのか、むしろぜひお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。政策議論が市民から手紙等を通してしっかりできていると、それが反映されているということは素晴らしいことだと思います。

また、それを反映されたんだよということも同時にやはり広く皆さんに伝えていくことで、やはり自分たちが言ったこと、当然それが全体にとっての素晴らしいことであれば、それが反映されていくんだというその流れといいますか、そんな雰囲気をもっとつくって、みんなが参加したいなど、言ってちゃんと意味があるんだというようなそういう雰囲気づくりというのがさらにできるといいのかなと思います。今どれだけの、本人は確かに返事をいただいて、ああよかったと思っていたとしても、他の今余り興味を持ってない方とか、心の中で思っているだけの方がその一步を踏み出すきっかけとなるような、それは伝え方にもあると思うんですけども、どういう伝え方をするかというのは考えていけばいいと思うんですが、やはりそういう雰囲気づくりですね、やはり意見を求められているんだと、そういう雰囲気づくりをしていただけたらなと思いますけれども、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 雰囲気と言われるとなかなか難しいですけども、毎月コラムに私かなり提案型で書いているつもりなので、それも含めてご意見いただけたらということですし、各部、課の記事も提案型になるようにしてもらっているし、そうなっていない場合はこちらから提案して記事を変えてもらったりしています。だから、市のお金をどんどん使えば別ですけども、どんどんテレビコマーシャル打って、あるいは刷り物を刷ってやれば別ですけども、市の広報を根幹にしながらやっている限りでは、ああいう形でいいのではないかなと。

それと、田中議員のイメージは、何か市民の皆さんが全て市政に関心持っておられて、お一人の方が全てにわたってと思っておられますけども、私も一市民として、そんな全て

関心を持ってないので、だからいわゆる 이슈型で、自分は道路の問題、自分は公園の問題、自分は子育ての問題とそれぞれありますから、全ての方が全てにわたって関心持たれるというそんな理想郷は存在しないので、地道なやり方でいいのではないかなと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 全ての方が全てのことに関心を持つということは僕は言ってないと思いますけれども、当然自分の暮らしとか仕事とか、ふだん接していることに関する事で、当然それしかないと思いますし、逆に。それが広聴の役割じゃないかなというふうに思っております。

それでは次5番、6番よく似た感じなんですけれども、若い世代がやはりちょっと満足度が低い、広聴において。これはやはり、どうしても意見を聞くときにベテランの方々であったり、そうした年配の方々に聞くケースというのが多くなってくるのかなと思うんですが、どうしても機会として若い世代が少ないのかなと。一方で、重要度の世代のところを見ると、若い世代が聞いてもらうということに対してかなり重要度を高く設定しているところがあります。もちろん、今おっしゃったように市長への手紙というすばらしい制度ありますけれども、それはあってなお、現在こういう数字が出ているということは、それなりの対策ないし取り組みをまた新たにどうしていったらいいのかなという、それを今度検討委員会で考えていくということかと思えますけれども、そういった認識は持たれているのか、それは若者が全然興味ないだけだろうみたいな感じなのか、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 認識があるから設問になっているわけです。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。こうしてデータが出ているわけですので、十分にまた検討していただいて、これをまた施策に生かしていただきたいと思います。

さて次ですね、次8番行きます。

また発信の分野という意味では、観光資源の活用、魅力を発信するというのがまだ不十分だとさっき市長もおっしゃっていましたが、重要度では60%ぐらい、そんなに高くはないんですけれども、そこの部分も資源に限りはありますけれども、今までどおりではいけないよねという認識はあるということによろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 観光に関しては、資源を磨くというか、資源を観光にたえ得るように持っていくという課題もありますし、発信の問題もあると思います。だから、発信して、実際来てもらって、楽しくなかったり、あるいはすばらしくなかったり、おいしくなかったらだめですから、正直に言ってまだまだ弱いと思っています。だから、何年か前も観光振興指針というのをつくってやったんですけども、余りなかなか動いてない。あるいは平清盛の大河ドラマのときもこちらから提案して、人件費をつけて、ちょうど国の制度もあったので国の補助金もあって、あそこにお二人常駐していただいてやったんですが、そのときだけは盛り上がる。後でまたしぼんだ。担当者がもうやめますと言ったんですけど、私の方から提案して、もう1年、2年間あそこに常駐してもらったんですけども、なかなか盛り上がりませんでした。だから、今市内で拝観料なり入館料をとっていただいているのは、市の博物館は別として、兵主大社のお庭しかないんですよ。だから、これをいかに市がたきつけても限界がありますから、やはりもう少し総合的な地域の力も合わせて盛り上げていかないとだめかなと思っていますが、そこをどこからやっていくのかですね。だから花火大会をめぐらずに商工団体と地域協力してもらってやっているというのも1つですし、9月21、22のオクトーバーフェストももともと工業会からの提案がああいう形になっているわけですが、残念ながら今事務局は市が持っています。本来市が持つつもりじゃなかったんですね。もともと工業会の提案だったんですよ。それで、市も協力しますと。工業会が逃げたので、商工会に事務局を持ってもらったんです。じゃあなぜ商工会がいつまでも持たなあかんかという話になって、今は実質市が事務局持っています。責めるわけではないんですけども、やはり地域力が弱い。

この間のワークショップでも、市民の方がおっしゃっていました。よそはもっと民間の力が強いんだけど、野洲は全然だと。そのある方も八幡のあの盛り上がり、あれも全然市役所は関与してないわけですね。市民なり商工関係団体の盛り上がりですから。

これはどこがだめと言っている意味がないのですが、そこを客観的に評価して、どういう手だてをしていく方がいいのかというのを一緒に考えた方がいいんじゃないかなと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。今の認識、まさにそれをこれからやっていくということだと思うんですけど、その際にはいろんな人たちが主体的に参加できる人

たちが、参加したい人が参加できるような枠組みというのをぜひつくっていただきたいなと思います。充て職とか、何かその役をやっているからとかそういうことではなくて、本当に野洲のここがいいとか、こういうことをやりたいという意欲のある人たちがいかに動きやすくしてあげるかという、そのインフラの部分を市は多少必要かなというふうにも思いますので、ぜひこれから市民と一緒に取り組んでいけたらと思います。

全体的に広報、広聴、これからこのデータを生かして取り組んでいくということですので、期待していきたいと思います。

では次ですね、9番行きます。

こちらは危機管理の部門なんですけれども、野洲市では不審者情報とか避難情報など、野洲市のメール配信サービスというのを行っていますけれども、このサービスの開始から加入者の推移がどうなっているかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、田中陽介議員の9点目のご質問で、野洲市のメール配信サービスの開始からの加入者の推移についてのご質問にお答えいたします。

市のメール配信サービスは、平成19年10月1日よりサービスの提供を行っておりますが、システムのデータ管理の都合上によりまして、平成27年度からの数値、累計登録者数でお答えをさせていただきます。

まず、平成27年度は災害情報が1,593人、不審者情報が1,635人でございます。平成28年度は災害情報が1,576人、不審者情報が1,627人、平成29年度でございますが、災害情報が4,090人、不審者情報が4,154人、平成30年度は災害情報が4,596人、不審者情報が4,643人、そして令和元年度の8月1日現在では災害情報が4,960人、不審者情報が5,003人となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。ここ28年から29年にかけて、かなり2倍以上になっているということなんですけれども、これは施策的に何かをされたということなんですか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 28年度から29年度にかけて、利用者数が2,500人ぐらい増えているということなんですけれども、これにつきましては、幼稚園とか保育園と

か、小中学校の保護者向けの不審者情報でございますが、これを個々にやっておりましたのを一本化ということで、この不審者情報のところに包括して行うようになりましたので人数が増えているというものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。いろんなサービスがあったのを一本化していくことで人数が増えていくということで、わかりやすくするというのは何よりだと思うので、していただけたらいいと思うんですけども、全体から見ると2万5,000世帯とかもうちょいあるのかな、5万人の人口のうちの10%ぐらいかなというところで、やはりこの避難情報とかそういったことというのは、本当に命に関わるようなことでもありますし、本当に伝えたい情報だと思いますので、なお一層こういった情報をどのようにして伝えるかというところで、工夫とかそういったことをお考えされているのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 9点目の再質問ということでよろしいですか。

避難情報、これは突然災害等が起きましたら、必ず自分の命を守るということでございますので、これは絶対的にお伝えする、Eメールでもそうですけれども、例えばEメールとかあと防災行政無線ですね、あとLアラート、災害時の情報共有システムですけれども、これを通じたNHKのデータ放送であるとか、それがヤフーの情報の提供につながっておりますので、そこであるとか、あと広報車による広報であるとか、あとホームページとか、あと直接自治会長様に連絡したりとかという方法で即座に連絡をするというふうにしておりますので、このことについてはしっかりと情報共有していきたいと思っておりますし、また自治会長様等の説明会でもそのように説明させていただいておりますので、認識いただいているものと考えております。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今できる体制の中で十分周知を図っていただいているということであるかと思えます。

10番、次に行くんですけども、現在、やはりICT技術の発達によりまして、特に若者の通信手段の主流はもはやSNS、これはLINEなんですけれども、LINEになっているというのが大学の調査等で明らかになっております。

また、私たちの親世代や高齢者の方々もスマホを利用している率がかなり高いということを知っていますし、もはや若者だけがそこにコミットしているというわけではないということがわかると思います。

その中で、メールという手段はやはりどうしても埋もれてしまったり、即応性がちょっと少ないのかなという面もありますし、このEメールとかそういう媒体以外の災害情報の危機管理情報の共有、市民との共有という手段もこれから考えていく必要があるのかなと思います。特に、前回も質問でも言ったと思うんですけども、やはり1次情報、双方向のサービスというのがLINEとかSNSはすごくしやすい。要は情報を集められるところですね、画像で例えばどこどこがもう大変なことになっているとか、そういったことの情報が、1次情報が直接集まってくるというメリットもあります。もちろんその精査が必要になってくるという懸念もあるんですけども、そのデメリット、メリットを考えたときに、やはり全体でそういった危機情報を共有するというのもこれから必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ今後Eメールや今おっしゃった媒体以外の新しい技術、今はもうインフラにはなっていると思うんですけども、そういったものの活用をご検討いただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 災害情報を今主流になっているLINEであるとかそういったSNSを使つての検討はどうかということでございますが、ご指名いただいておりますので、市民部長としては災害ということでお答えさせていただければよいかと思っております。

先ほどご質問いただいたように、災害の情報に関してはいろんな多様な手段で情報を発信しているところでございます。

不審者情報につきましても、Eメールと、あとホームページとかいろんな「ふるさと」という守山野洲防犯自治会等の地域安全ニュースでも特殊詐欺とかそういったものは発信しております。あとすぐにLINEとかそういったアプリですかね、そういうもですかね、そういうもので情報もとるし、発信もしてはどうかということであるかと思うんですが、以前にそれについては検討させていただいたことがあります。危機管理だけではなくて、市全体の関係含めてさせていただいたことがあります。そのとき協議はいたしましたけれども、費用対効果等がございまして、一旦検討には至らなかったという経緯がございません。

あと災害情報につきましては、こちらのLアラートで連動しておりますヤフーでござい

ますけれども、そちらのホームページも出ておりますし、また民間が開発しておりますそういった防災速報であるとかお天気であるとかというのもこちらの災害情報と連動しておりますので、そういったところで災害情報はとっていただけるかなということは思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 検討されたのがいつの段階かというのはちょっとわからないんですけれども、コストの面だけを考えたらいろんなやり方があるかと思えますし、本当に双方向のコミュニケーションがとれるというのは非常に有効なことだと思いますので、そのないものという認識ではなくて、いろんな選択肢を常に並べながらご検討いただけたらなと思えますが、その検討の余地というのは当然僕はあるんじゃないかなと思うんですけれども、もはやないということなのか、まだあるのか、どういう認識なのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 先ほど市長の答弁にもございましたように、まだまだ十分であるとは考えてはおりませんので、必要であればまた検討の余地はあるということで認識をしております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。そういったことであれば、常にいろんな情報をまた得ていただいて、また他市ではそういった広報、広聴の基本戦略であったりプランという全庁的な考え方とか、これからの方針というのをしっかり定めて、明文化してやっていくということもされていますので、野洲市においてもぜひそういった広報戦略プランとかそういったこともこれから考えていただけたらと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それは今部長にじゃないですね、広報の方針は私になってから定めています。チーフインフォメーションオフィサーという位置づけはしてないけども、自覚的に誰かといったら広報、秘書課長という位置づけで、公表はしていませんかね、一応広報戦略持ってホームページだとかいろんなメディアというのは位置づけていますから。調べた上で要望しておいて下さい。CIO実質存在しているんです。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 済みません、私が調べたところでは、ちょっと見つからなかったもので、また確認してさせていただきますので、ぜひこれからよりよくなっていきますようにということをお願いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす5日は午後1時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。（午後4時20分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年9月4日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 北 村 五十 鈴

署 名 議 員 荒 川 泰 宏